

参考資料

1 電気通信市場の現状

2 2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方

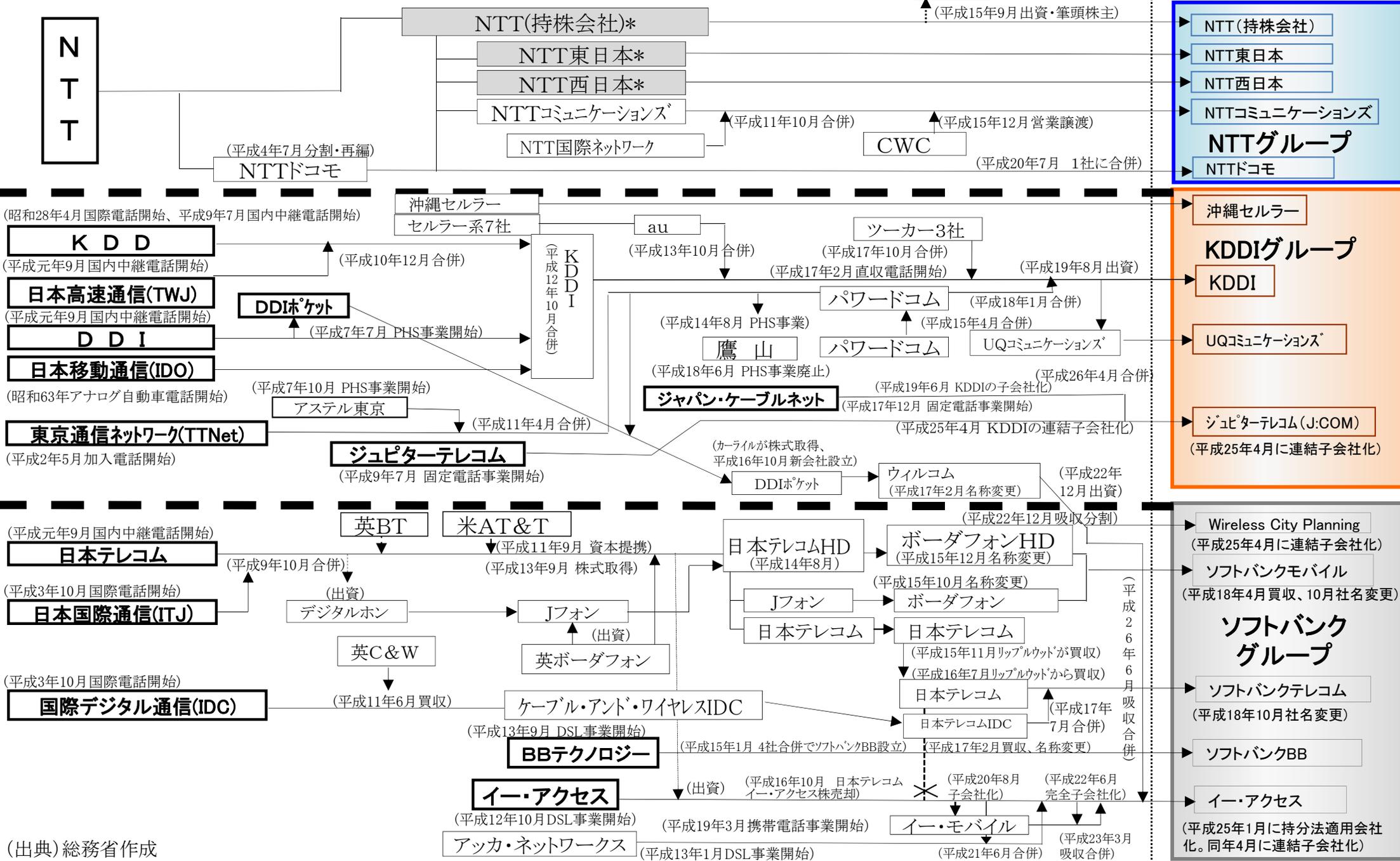
3 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

電気通信事業者の変遷

〔昭和60年4月民営化〕

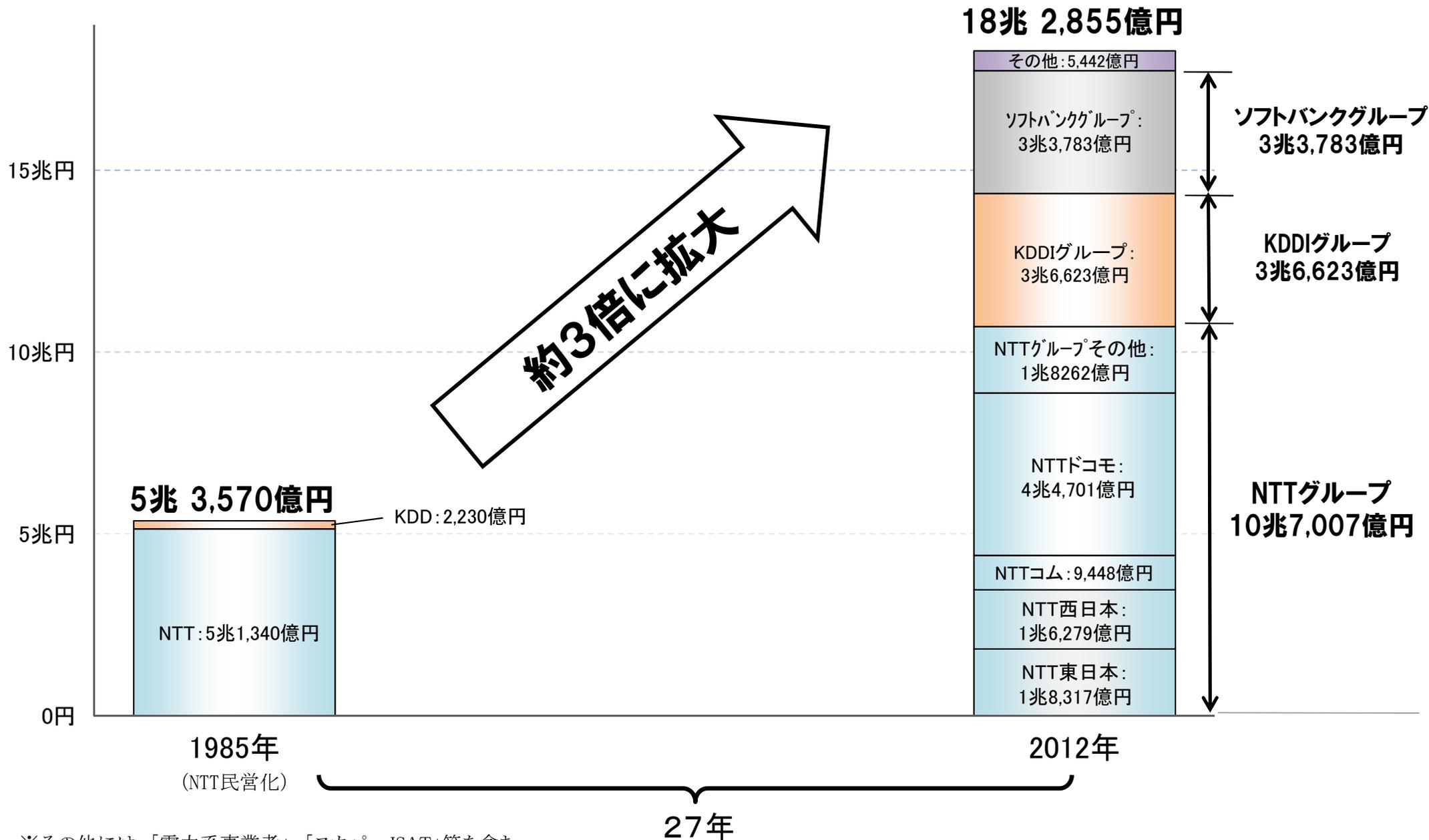
〔平成11年7月分割・再編〕 (*特殊会社)

〔現在〕



(出典) 総務省作成

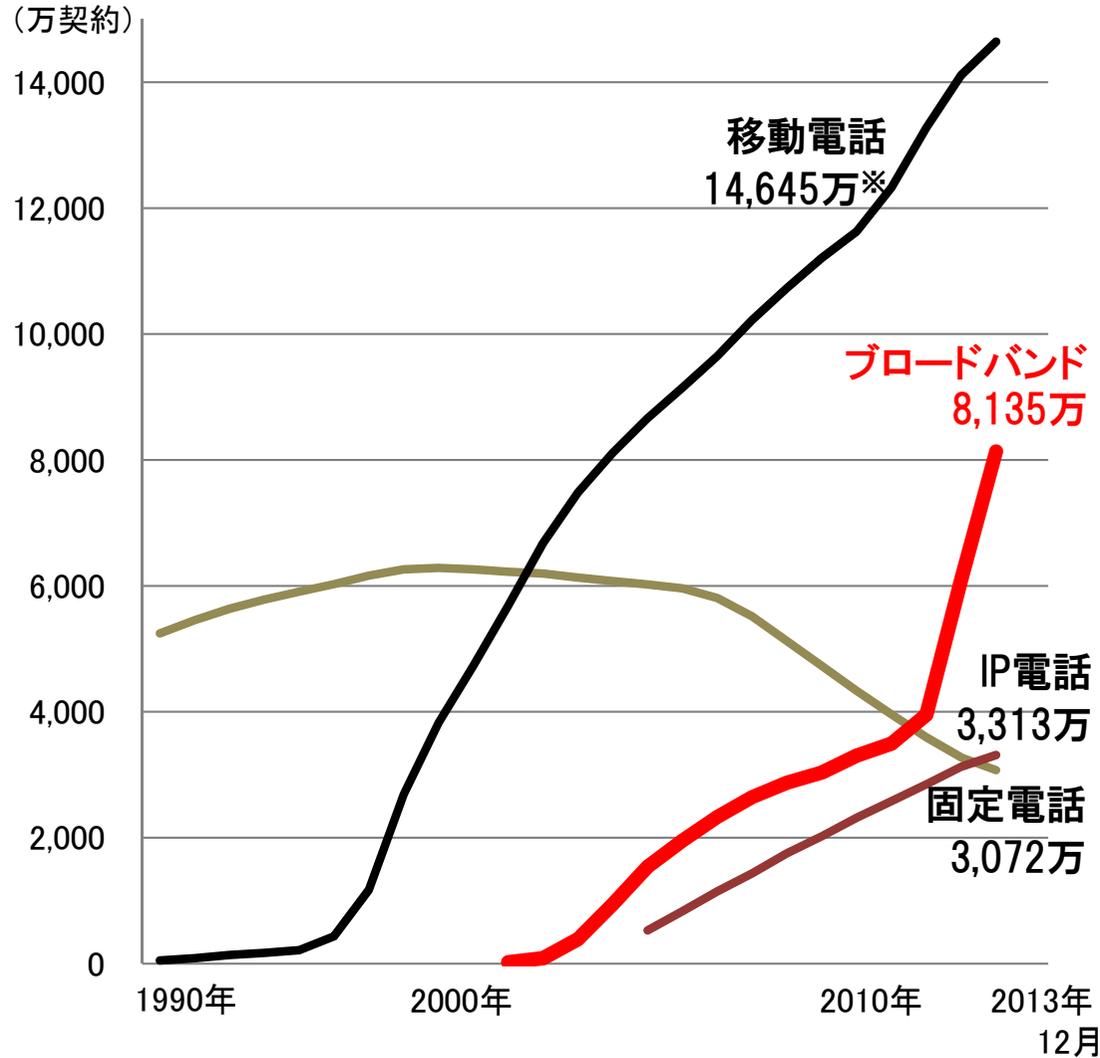
主要通信事業者の売上高の状況(2012年度)



※その他には、「電力系事業者」、「スカパーJSAT」等を含む

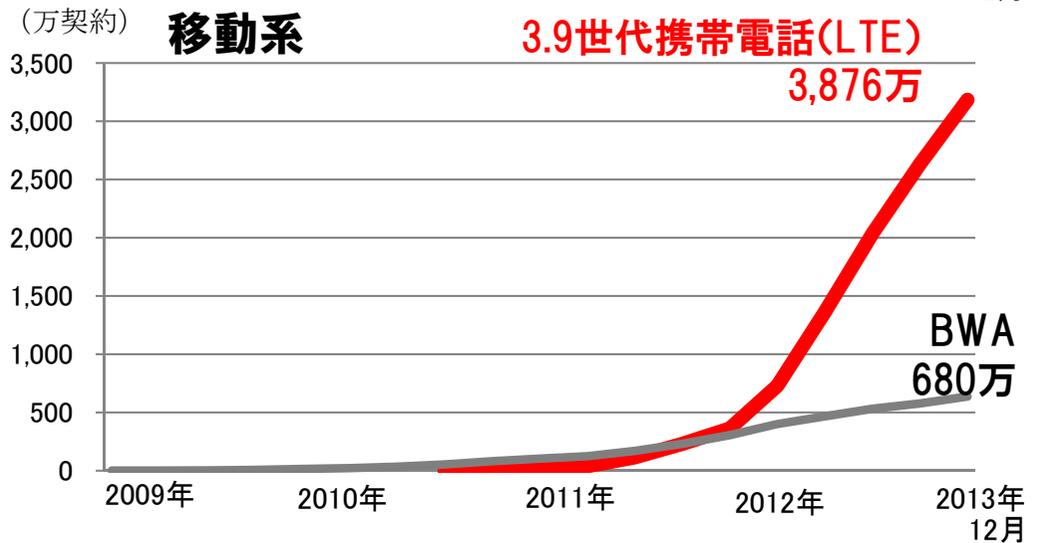
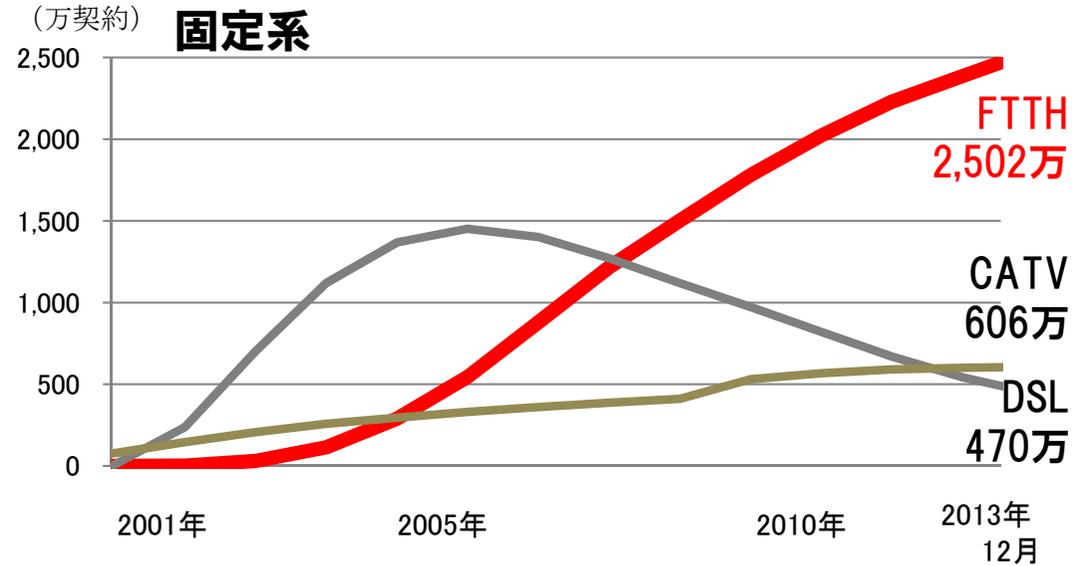
(出典)各事業者の決算資料等から作成

電気通信サービスの契約数の推移



※ 移動電話の契約数は、携帯電話及びPHSの契約数の合計

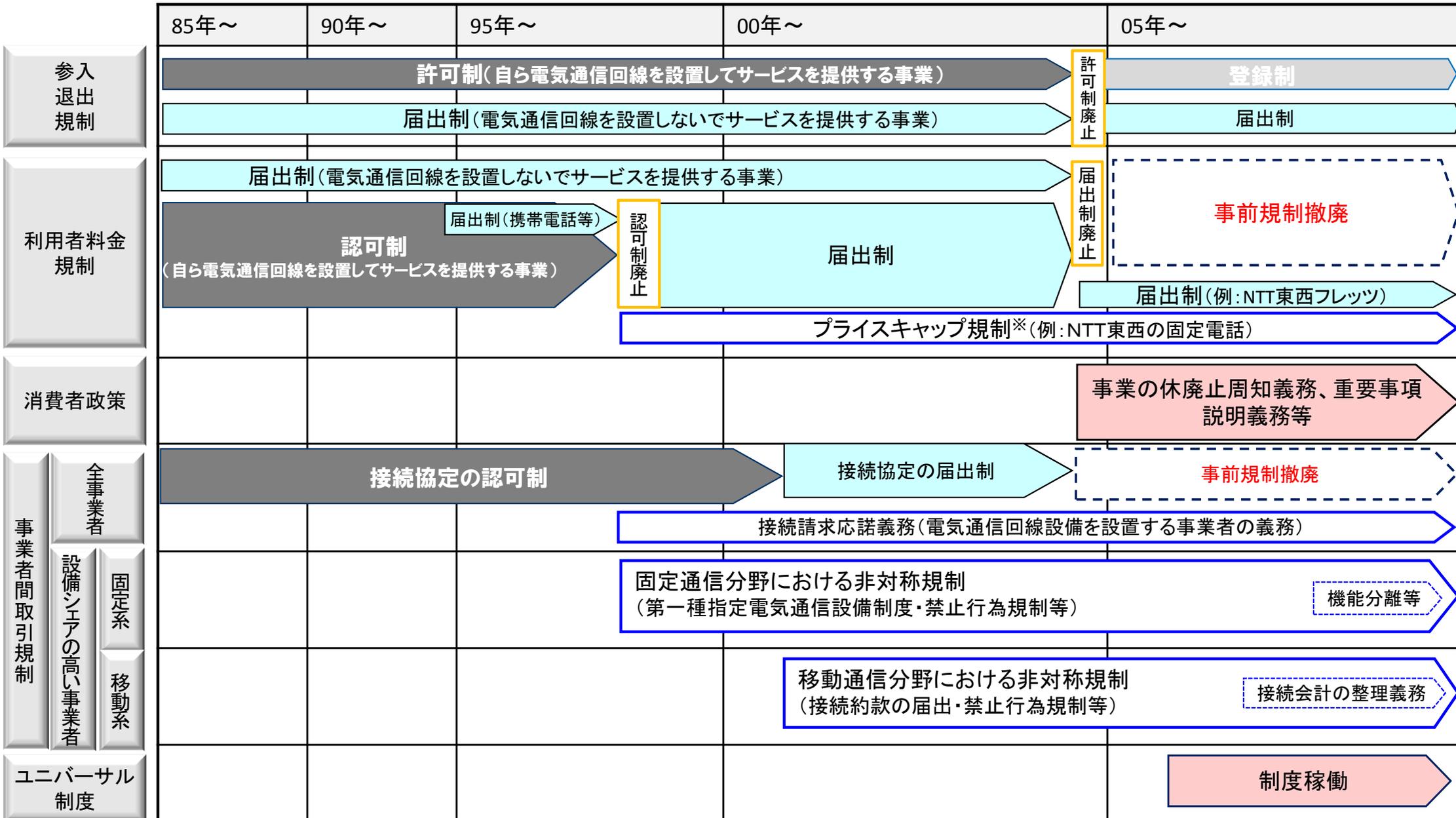
ブロードバンドサービスの契約数の推移



(出典) 総務省調査

電気通信事業法における主な規律の変遷

□ 電気通信事業法では、自由で多様な事業展開を可能とするため、参入規制、料金規制等について累次の改正による規制緩和を実現してきたが、NTT東西に対しては、設備シェア等に着目した非対称規制を整備している。



※プライスカップ規制:一定のサービス区分ごと毎年料金水準を設定。NTT東西が改定しようとする料金水準が上限以下であれば届出、超える場合は認可。

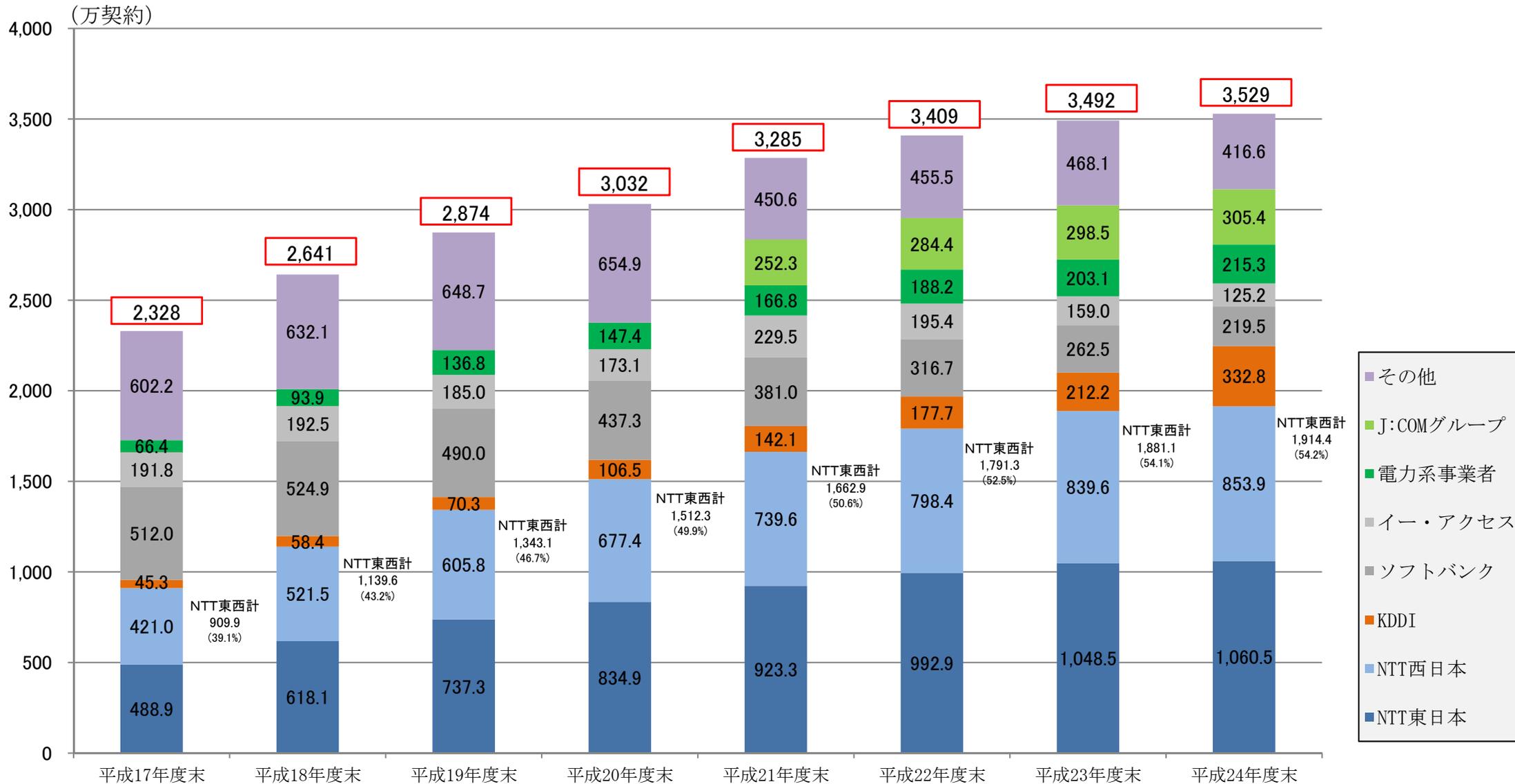
1 電気通信市場の現状

2 2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方

3 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

固定ブロードバンドサービスの契約者数の推移

固定ブロードバンドサービスの契約者数の純増数は年々鈍化傾向にある中、NTT東西のシェアは増加傾向。



注1：この固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはF T T H、D S L及びCATVインターネットを対象としており、FWAアクセスサービスを含んでいない。
 注2：KDDIのシェアには、東京電力（平成17年度末以降）、沖縄セルラー（平成19年度末以降）、JCN（平成19年度末以降）、CTC（平成20年度末以降）及びOTNet（平成21年度末以降）が含まれる。
 注3：J：COMグループのシェアについては、平成20年度末までは、その他に含む。
 注4：電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網、東北インテリジェント、北陸通信ネットワーク、ケイ・オプティコム、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、九州通信ネットワーク、ファミリーネット・ジャパン、テブコシステムズ、ケイオプティ・サイバーポート（平成22年度末まで）が含まれる。

【ブロードバンド※1】

【超高速ブロードバンド※2】

整備率※3
(全体)
【2013年3月末】

約 100.0 %

整備率※3
(固定系)
【2013年3月末】

約 99.8 %

利用率※4
(固定系:世帯ベース)
【2013年12月末】

約 65.6 %

整備率※3
(全体)
【2013年3月末】

約 99.4 %

整備率※3
(固定系)
【2013年3月末】

約 97.5 %

利用率※4
(固定系:世帯ベース)
【2013年12月末】

約 50.7 %

※移動系の利用率※5は、約36.0%(2013年12月末時点)。
なお、2012年3月末時点は、約4%。

※1 ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、BWA、LTE、3.5世代携帯電話等

※2 超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、BWA、LTE等(FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)

※3 整備率:(超高速)ブロードバンドのカバーエリアの世帯数/住民基本台帳の世帯数

※4 利用率(固定系):固定系(超高速)ブロードバンドサービスの契約数の総計/住民基本台帳の世帯数

※5 利用率(移動系):移動系(超高速)ブロードバンドサービスの契約数の総計/住民基本台帳の人口

(出典) 総務省調査

ブロードバンド基盤の整備状況

【2013年3月末】

都道府県名	超高速ブロードバンド 整備率(%)	ブロードバンド 整備率(%)
北海道	98.6	100.0
青森県	98.6	100.0
岩手県	95.5	99.9
宮城県	99.9	100.0
秋田県	97.5	100.0
山形県	99.6	100.0
福島県	99.2	100.0
茨城県	99.8	100.0
栃木県	100.0	100.0
群馬県	99.9	100.0
埼玉県	99.9	100.0
千葉県	100.0	100.0
東京都	100.0	100.0
神奈川県	100.0	100.0
新潟県	99.1	100.0
富山県	100.0	100.0
石川県	100.0	100.0
福井県	98.6	100.0
山梨県	99.5	100.0
長野県	99.1	100.0
岐阜県	99.2	100.0
静岡県	98.8	100.0
愛知県	100.0	100.0
三重県	100.0	100.0

都道府県名	超高速ブロードバンド 整備率(%)	ブロードバンド 整備率(%)
滋賀県	99.9	100.0
京都府	99.8	100.0
大阪府	100.0	100.0
兵庫県	99.6	100.0
奈良県	99.9	100.0
和歌山県	99.1	100.0
鳥取県	99.0	100.0
島根県	97.2	100.0
岡山県	98.8	100.0
広島県	98.9	100.0
山口県	97.8	100.0
徳島県	98.7	100.0
香川県	98.6	100.0
愛媛県	98.3	100.0
高知県	94.5	100.0
福岡県	99.9	100.0
佐賀県	99.9	100.0
長崎県	95.7	100.0
熊本県	97.2	100.0
大分県	99.4	100.0
宮崎県	99.2	100.0
鹿児島県	95.6	100.0
沖縄県	97.5	100.0
全国	99.4	100.0

※1 ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、第3.5世代携帯電話。

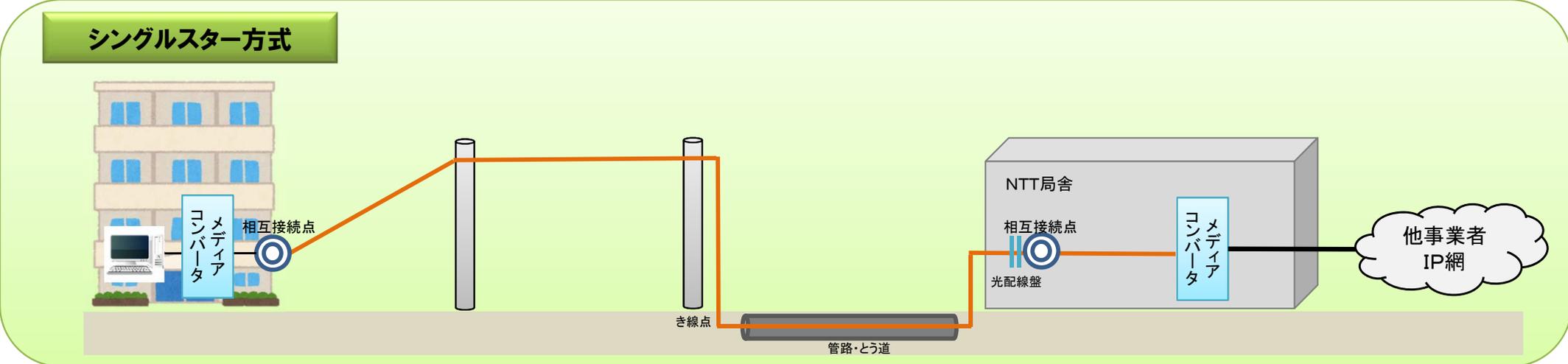
※2 超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE(FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る)。

※3 小数点以下第二位を四捨五入。

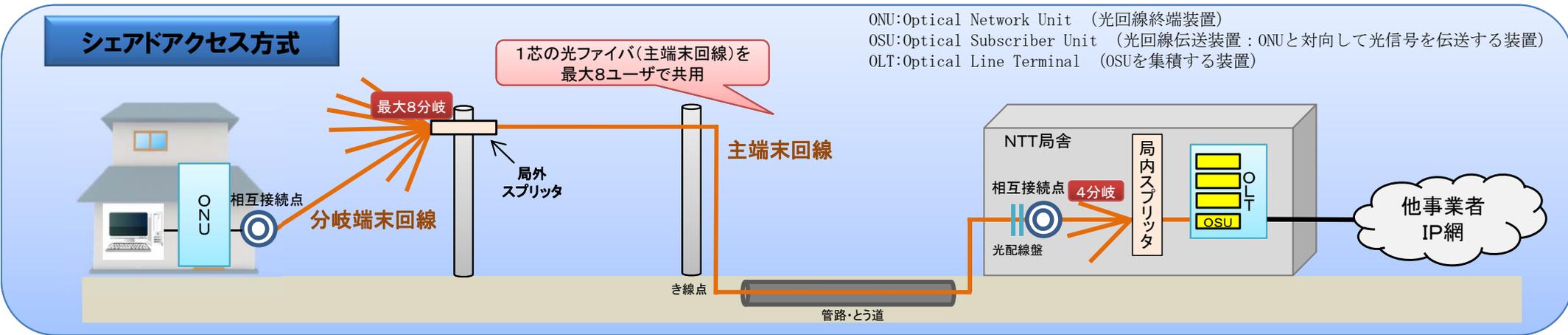
※4 事業者情報等から一定の仮定の下で推計しているため、誤差が生じる場合がある。

(出典) 総務省調査

- **NTT局舎からユーザ宅までの全区間について一芯の加入光ファイバを利用する方式**
(シングルスター方式: マンションへのFTTHサービスの提供などに利用)



- **NTT局舎から局外スプリッタまでの区間について一芯の加入光ファイバ(主端末回線)を利用し、局外スプリッタで分岐された最大8ユーザで主端末回線を共用する方式(※)**
(シェアドアクセス方式: 戸建住宅へのFTTHサービスの提供などに利用)

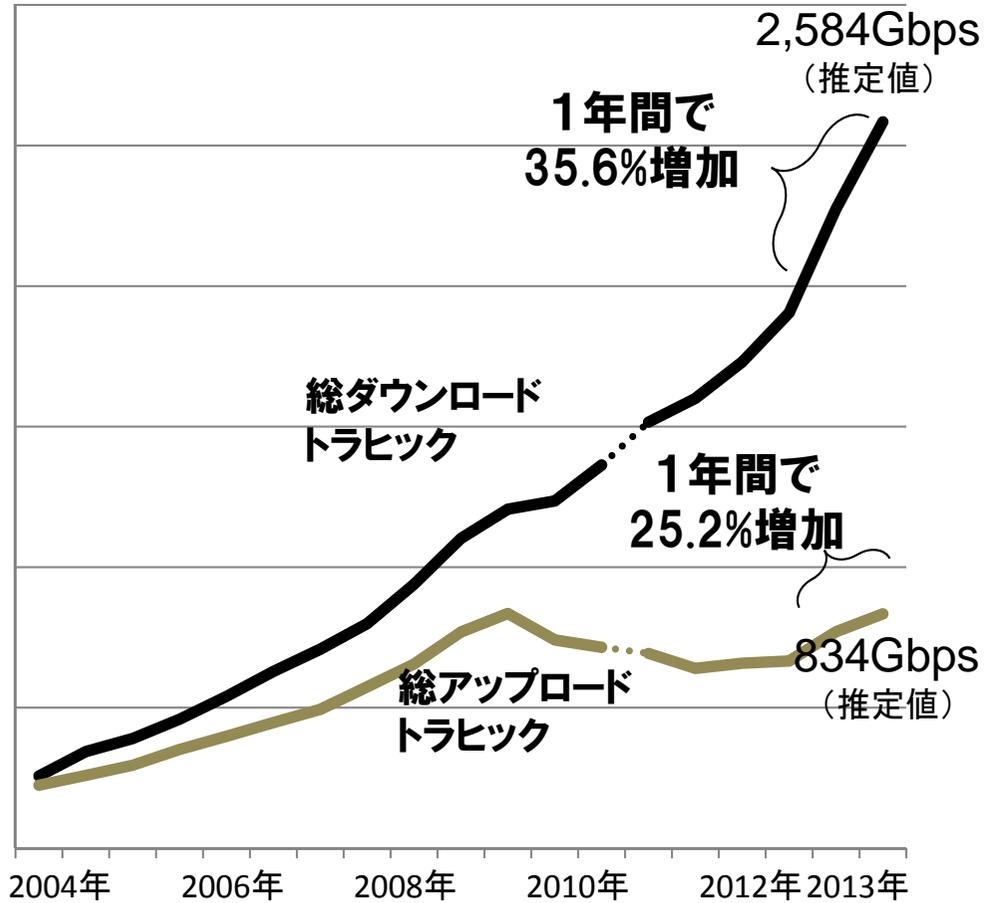


※NTT東西は、設備効率を高めるため、PON方式(Passive Optical Network)を用いることにより、ネットワークの途中にスプリッタを挿入し、一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用している。

固定系ブロードバンド*トラフィック

(Gbps)

* FTTH、DSL、CATV、FWA

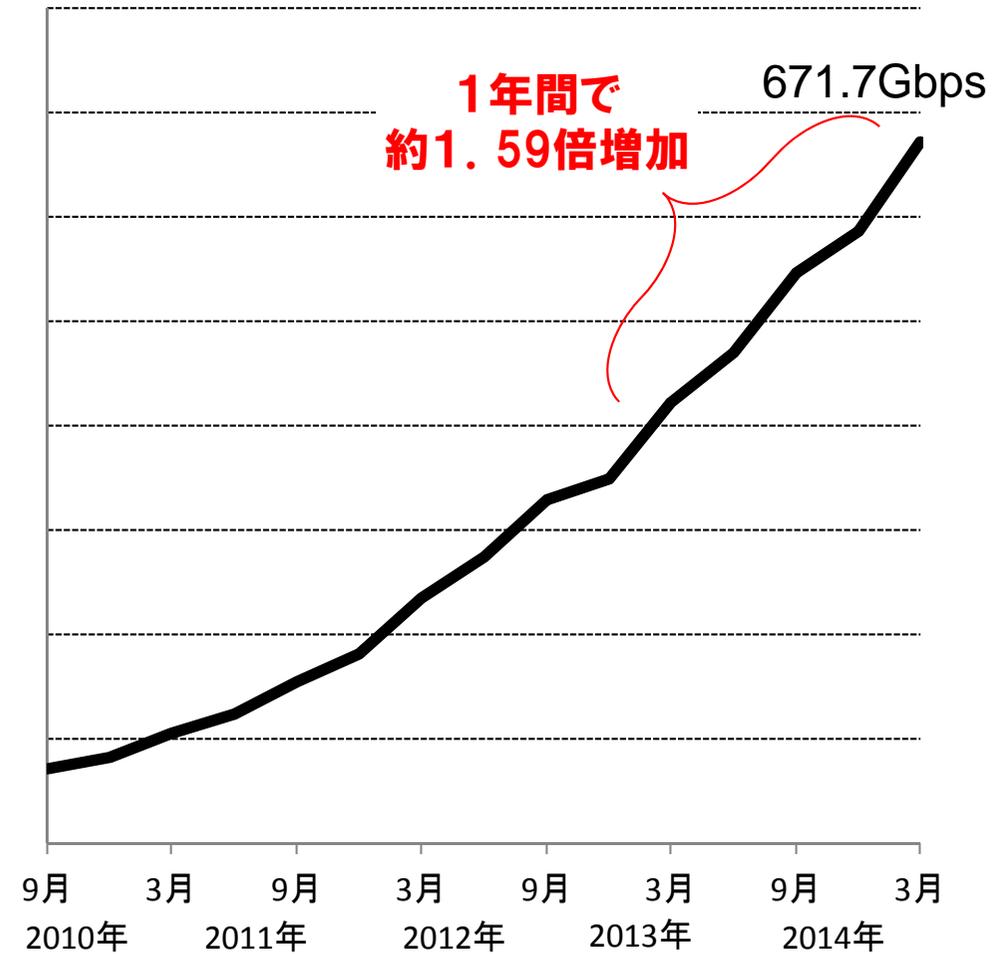


(出典)総務省調査

※数値は2013年11月のもの
 ※2011年5月以前は移動通信トラフィックの一部を含む

移動通信トラフィック

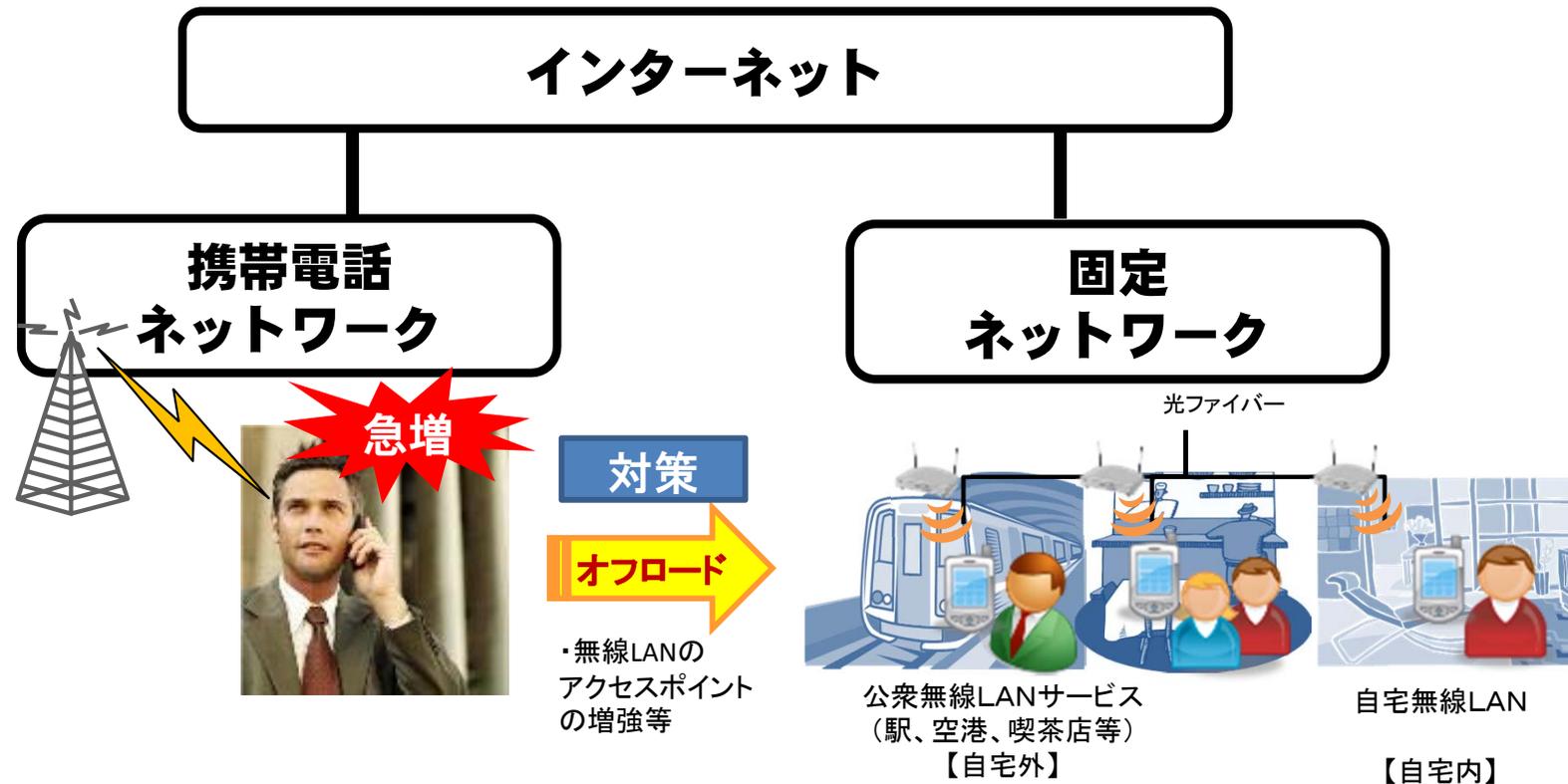
(Gbps)



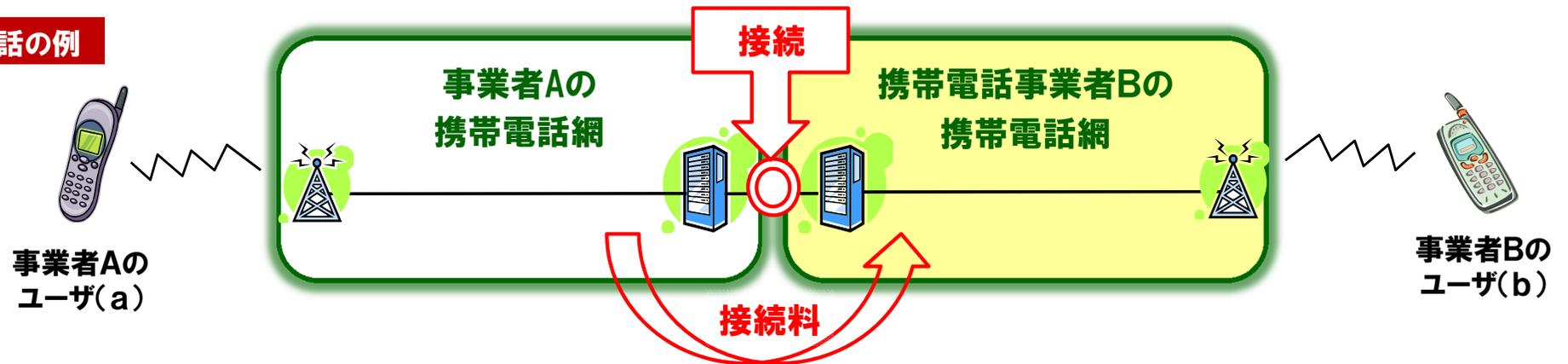
(出典)総務省調査

※数値は2014年3月のもの

- ・移動通信事業者は、携帯電話ネットワークのトラフィックが急増していることに伴い、固定ネットワークへトラフィックをオフロードさせるため、公衆無線LANアクセスポイントの設置を推進している。

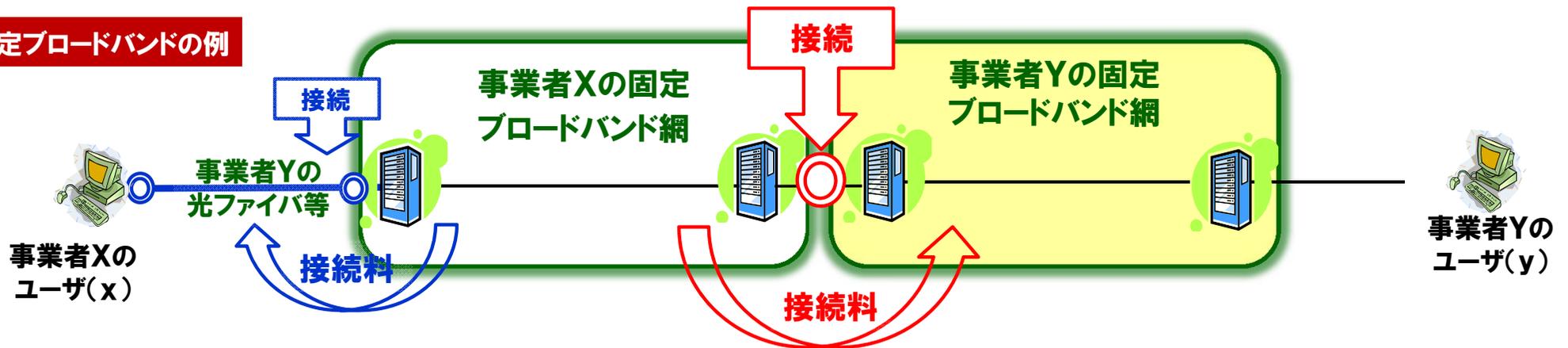


携帯電話の例



(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払うことが必要

固定ブロードバンドの例



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払うことが必要(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> ・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用 ・ボトムアップ方式のLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機－中継交換機回線、信号網等) ・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(加入ダークファイバ)※ ・NGN (収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能、イーサネット接続機能)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域IP網 ・IP関連装置(メディアコンバータ,GE-PON等) ・中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) ・加入者回線(ドライカッパ) ・専用線 ・公衆電話
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> ・小売料金から営業費相当分を控除するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

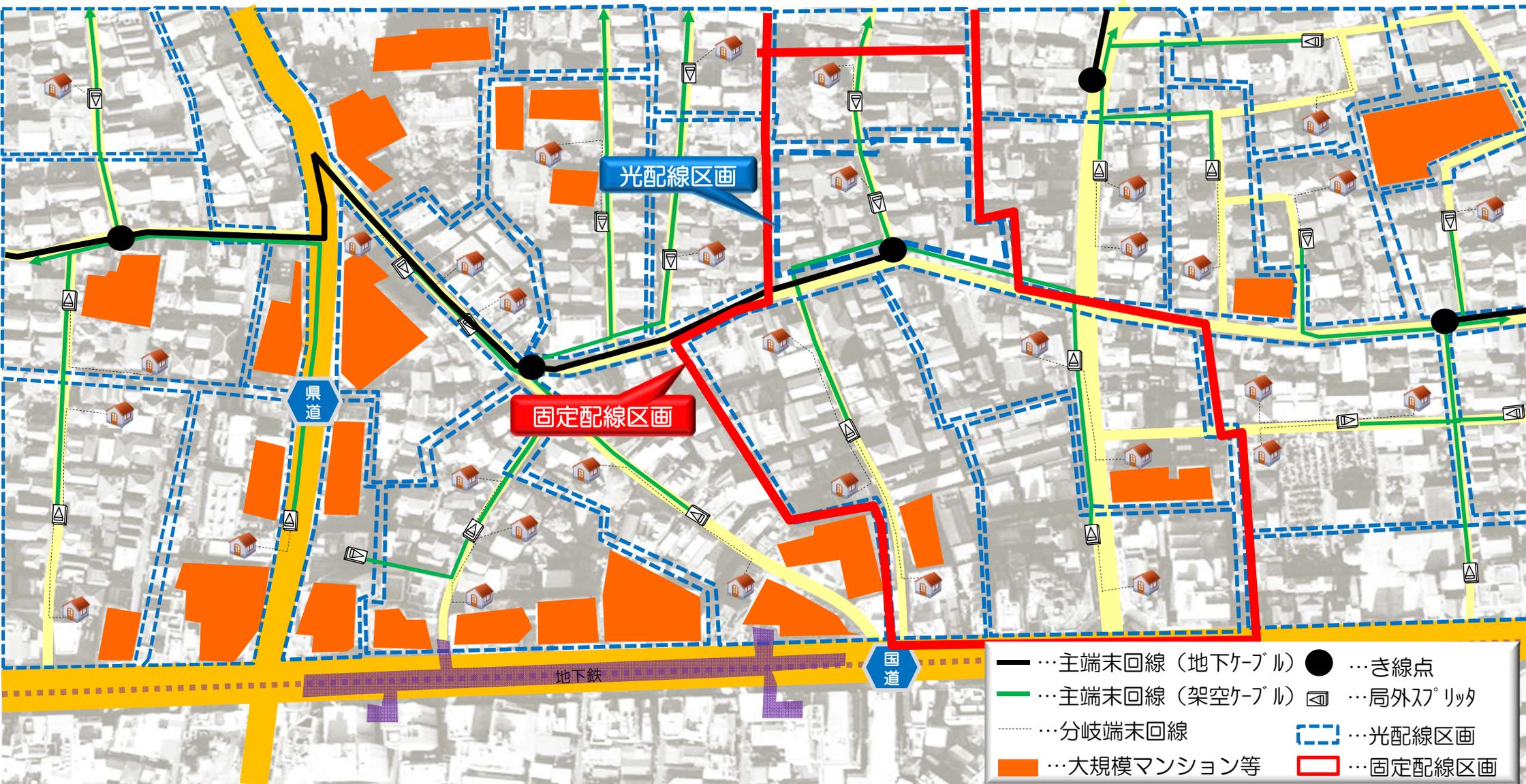
※ 加入ダークファイバの現行接続料は、平成26年度～平成28年度(3年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

料金設定単位		対象機能(通称)
回線容量	(例)672回線(50Mbps相当)ごと	加入者交換機接続伝送専用機能(GC-POI間回線)
	(例)24回線(1.5Mbps相当)ごと	中継伝送専用機能(IC-POI間回線)
回線数	1回線ごと	一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)
	1回線ごと	帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)
	1回線ごと	光信号端末回線伝送機能(加入ダークファイバ)
通信回数	1通信ごと	優先接続機能(マイライン)
	1案内ごと	番号案内機能(番号案内データベース・装置)
	1通信ごと	手動交換機能(104)
通信時間	1秒ごと	加入者交換機能(GC交換機)
	1秒ごと	中継交換機能(IC交換機)
	1秒ごと	公衆電話機能(公衆電話機)
距離	1回線・1メートルごと	一般光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)
	1回線・1メートルごと	光信号局内伝送機能(局内ダークファイバ)

□ 「光配線区画」とは、NTT東西が設置する加入光ファイバをシェアアクセス方式によって利用することができる地域のうち、1の局外スプリッタがカバーする区域(カバーする平均戸数は、東が約50、西が約40)。

<主端末回線部分> NTT局舎を出発点とした地下ケーブル(←)を介し、特定のき線点(●)において地上へと上げられ、架空ケーブル(→)を介し、局外スプリッタ(◻)へ到達する。

<分岐端末回線部分> 局外スプリッタで最大8つに分岐し、分岐端末回線により各戸へ配線される。



- …主端末回線 (地下ケーブル) ● …き線点
- …主端末回線 (架空ケーブル) ◻ …局外スプリッタ
- ⋯ …分岐端末回線 ◻ …光配線区画
- …大規模マンション等 □ …固定配線区画

光配線区画の見直しの現状①

1. 既存の光配線区画の見直し

- 情郵審答申(H24.3)を踏まえ、NTT東西は、既存ユーザが存在せず、カバー範囲が小さい既存の光配線区画について、地理的条件や物理的条件による制約がある場合を除き、費用対効果等を踏まえ、**隣接する既存の光配線区画(2区画)の統合を進めている。**
- **しかし、統合を実施した光配線区画の総区画数に占める割合は、NTT東日本で約0.8%(約5,500区画/約70万区画)、NTT西日本で0.2%(約2,200区画/約92万区画)にとどまっている**(平成24年3月以降)。平均回線数は、**東が57.8、西が37.1。**
- なお、NTT西日本では、光ケーブル増設時や新規エリア拡大の際には、「新配線方式」と呼ばれる方法で、従来よりも広い光配線区画を設定するような取組が行われている(新配線方式が用いられている区画は全区画数の2割弱程度)。

■NTT東日本地域における見直し状況 (平成25年9月現在)

■NTT西日本地域における見直し状況

(平成25年9月現在)

	光配線区画数 (①)	加入電話等 回線数 [※] (②)	平均回線数 (①/②)
北海道	57,843	3,798,844	65.7
青森県	13,430	698,421	52.0
岩手県	16,907	669,285	39.6
宮城県	23,992	1,150,153	47.9
秋田県	9,146	559,391	61.2
山形県	7,672	555,517	72.4
福島県	26,193	987,826	37.7
茨城県	27,154	1,442,615	53.1
栃木県	22,489	1,283,140	57.1
群馬県	25,266	1,079,063	42.7
埼玉県	73,743	4,003,849	54.3
千葉県	60,558	3,982,332	65.8
東京都	177,745	11,252,513	63.3
神奈川県	88,328	5,484,514	62.1
山梨県	13,637	563,595	41.3
新潟県	23,105	1,286,653	55.7
長野県	30,693	1,523,307	49.6
NTT東日本 合計	697,901	40,321,018	57.8
見直し実績	約5,500 (0.8%)	-	-

	光配線区画数 (①)	加入電話等 回線数 [※] (②)	平均回線数 (①/②)
岐阜県	28,631	896,047	37.1
静岡県	64,377	2,219,513	31.3
愛知県	120,122	3,996,414	34.5
三重県	24,797	798,214	33.3
富山県	19,403	509,526	32.2
石川県	18,964	577,326	26.3
福井県	13,698	370,468	30.4
滋賀県	20,087	644,952	27.0
京都府	53,187	1,883,152	32.1
大阪府	114,012	5,678,272	35.4
兵庫県	78,047	2,884,975	49.8
奈良県	19,496	702,402	37.0
和歌山県	14,009	504,444	36.0
鳥取県	8,758	248,402	28.4
島根県	8,879	251,777	28.4

	光配線区画数 (①)	加入電話等 回線数 [※] (②)	平均回線数 (①/②)
岡山県	28,132	879,348	31.3
広島県	42,943	1,413,175	32.9
山口県	18,703	681,569	36.4
徳島県	9,140	329,281	36.0
香川県	15,565	557,974	35.8
愛媛県	17,879	694,442	38.8
高知県	8,543	340,794	39.9
福岡県	64,570	2,909,188	45.1
佐賀県	8,484	344,679	40.6
長崎県	13,385	597,085	44.6
熊本県	23,794	749,406	31.5
大分県	13,854	493,915	35.7
宮崎県	11,677	522,198	44.7
鹿児島県	19,881	810,623	40.8
沖縄県	15,394	579,816	37.7
NTT西日本 合計	918,411	34,069,377	37.1
見直し実績	約2,200 (0.2%)	-	-

※ 光配線区画ごとの「加入電話、ISDN、メタル専用線及びメタル保留回線の合計回線数」の最大値(平成18年12月以降の最大値。ただし、エリア拡大等で新たに設定された光配線区画については、設定時以降の過去最大値)

2. 「接続事業者向け光配線区画」の新設

- NTT東西は、既存の光配線区画とは別に、「接続事業者向け光配線区画」を新設する方針。
- 情郵審答申(H24.3)を踏まえ、「接続事業者向け光配線区画」を本格導入(全国展開)するため、一部局舎のエリアにおけるトライアルを実施。
- しかし、分岐端末回線の接続料が高額となるため、接続事業者から本格導入後の利用意向は現時点で示されていない。

「接続事業者向け光配線区画」の新設の概要



※接続料は平成26年度におけるNTT東日本のもの。なお、「新設後」における分岐端末回線の接続料は、平成25年度接続料をベースに算定されたもの。

「接続事業者向け光配線区画」を本格導入した場合の接続料等

	「接続事業者向け光配線区画」(※1)	(参考) 既存配線区画
A 分岐端末回線 (月額)	503円	271円
B 分岐端末回線設置等加算工事費 (初期費用) (※2)	4,342円	1,433円
C システム開発費 (年額) (接続事業者の個別負担)	14億円	—

※1 受付から料金請求までのすべての工程をシステム化する場合の接続料等

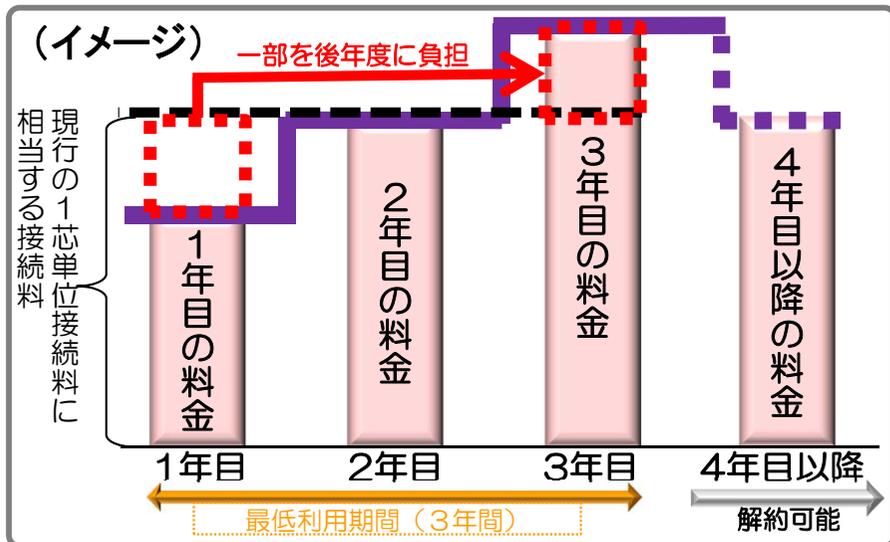
※2 分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日に実施する場合の加算工事費

- 情郵審答申(H24.3)では、競争事業者のFTTH市場へのエントリーコストを低廉化するため、「芯線単位」接続料の初年度分の一部を減額して後年度負担とするエントリーメニュー(複数年段階料金)の導入を提言。
- これを踏まえ、NTT東西がエントリーメニューを接続約款に盛り込んだが、これまで利用実績はない。

1. 経緯

平成24年3月	情郵審答申(光配線区画の見直し完了までの間の補完的措置として、エントリーメニューの早期導入を提言)
同年3月	総務省がNTT東西に対し、平成24年度の加入光ファイバ接続料(補正)に関する接続約款の変更認可の条件として、エントリーメニューの早期導入及び利用状況の総務省への定期的な報告を求める。
同年6月	NTT東西がエントリーメニューの設定について 接続約款の変更認可を申請 。総務省が情郵審に諮問。
同年9月	情郵審答申を受け、総務省が 接続約款の変更を認可 (NTT東西は認可後にシステム開発に着手)。
平成25年3月	NTT東西がエントリーメニューの 適用を開始 (対象ビルはNTT東日本で683ビル、NTT西日本で302ビル)。

2. エントリーメニューに係る接続料



○エントリーメニューに係る現行接続料

※接続事業者は収容局ごとに選択可能

適用時期	NTT東日本	NTT西日本
H26年度 (接続開始日から1年未満の場合)	2,317円 (通常の接続料との差額: ▲491円)	2,349円 (通常の接続料との差額: ▲498円)
H27年度 (接続開始日から1年～2年の場合)	H27年度の通常の接続料と同額	H27年度の通常の接続料と同額
H28年度以降 (接続開始日から2年～3年の場合)	H28年度の通常の接続料 + 502円 (1年目の低減額及び低減額に係る利息)	H28年度の通常の接続料 + 511円 (1年目の低減額及び低減額に係る利息)

- NGNでは、品質保証型サービス（QoSサービス）として、高速・高品質な法人向けインターネットサービス（フレッツ 光ネクスト プライオ）、OAB-JIP電話（高品質のひかり電話・テレビ電話）、データ通信サービス（データコネクト）及びコンテンツ配信向けサービス（ひかりTV等）が提供されている。

サービス分類		NGNのネットワークサービス	
光ブロードバンドサービス ・インターネット接続 ・IPv6通信機能を標準装備	ベストエフォート	戸建て向け（最大通信速度200Mbps※西日本では概ね1Gbpsも提供）	【凡例】  : 現在提供中のもの  : 今後提供予定のもの 赤字 : NGNで新規に提供
	QoS	集合住宅向け（最大通信速度200Mbps※西日本では概ね1Gbpsも提供）	
OAB-J IP電話/ テレビ電話	QoS	法人向け（最大通信速度概ね1Gbps）	
		法人向け（優先制御）（最大通信速度概ね1Gbps）※NTT東のみ	
		ひかり電話（標準品質、高品質〔7KHz〕）	
		ひかり電話オフィスA（エース）（標準品質、高品質〔7KHz〕）	
		ひかり電話ナンバーゲート（標準品質、高品質〔7KHz〕）	
VPN （センタ・エンド型、 CUG型サービス）	ベストエフォート	VPN（センタ・エンド型、CUG型サービス）	
	QoS	VPN（センタ・エンド型（優先制御）、CUG型サービス（優先制御）） ※NTT東のみ。平成26年8月より開始予定。	
コンテンツ 配信向け サービス	ベストエフォート	ユニキャスト	
	QoS	マルチキャスト	
		ユニキャスト（帯域確保）	
		マルチキャスト（帯域確保）※地デジIP再送信向け	
イーサネットサービス		イーサ（県内・県間とも）	

- NTT東西は、2010年11月に公表した概括的展望を受け、事業者間のIP網同士の直接接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせることを目的として、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」を開催。

目的

事業者間のIP網同士の直接接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせること。

検討テーマ

- 「つなぐ」基本的な課題 … 「インターフェースの標準化・通話品質」、「番号ポータビリティ」
- 事業者間の具体的な接続の課題 … 「特番呼等の接続」、「POI設置の複数化」、「IP網同士の直接接続への移行方法」、「事業者間の接続形態」
- 費用負担の在り方 … 「費用負担の在り方」

参加事業者

事務局：NTT東日本、NTT西日本（総務省がオブザーバ出席）
 参加事業者：KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス、電力系各社、NTTコミュニケーションズ、フュージョン、NTTドコモ、ウィルコム、ジュピターテレコム、スカパーJS AT、アルテリア・ネットワークス、東京テレメッセージ、ベライゾンジャパン、ZIP Telecom 他（2014年4月現在、115社がメンバーリストに登録。）

開催状況※

2011年度		2012年度		2013年度		2014年度	
第1回 6/24	事業者アンケートの回答結果、今後の進め方	第7回 4/17	事業者間の接続形態	第13回 5/24	インタフェースの標準化・通話品質	第18回 4/18	特番呼等の接続等
第2回 9/9	インターフェースの標準化・通話品質	第8回 6/15	IP網同士の直接接続への移行方法	第14回 7/17	番号ポータビリティ等		
第3回 10/28	番号ポータビリティ	第9回 9/7	費用負担の在り方	第15回 10/10	事業者間の接続形態等		
第4回 12/13	特番呼等の接続	第10回 11/15	番号ポータビリティ	第16回 12/12	番号ポータビリティ等		
第5回 2/3、2/8	第4回までの意識合わせの場及びアドホック検討会の検討状況の報告・議論	第11回 1/30、2/5	第10回までの意識合わせの場及びアドホック検討会の検討状況の報告・議論	第17回 2/14	第17回までの意識合わせの場及びアドホック検討会の検討状況の報告・議論		
第6回 2/21	POI設置の複数化	第12回 3/19	IP網同士の直接接続への移行方法等				

※ 平行して、これまで22回 のアドホック検討会を開催。

接続料規則で定めるアンバンドル機能

対象機能		通称
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップのサブアンバンドル
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング
	4.基地局設備用端末回線伝送機能	PHS基地局回線
	5.光信号端末回線伝送機能	加入ダークファイバ
	6.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500のキャリアズレート
	7.その他端末回線伝送機能	OLT等
端末系交換機能	8.加入者交換機能	GC交換機
	9.信号制御交換機能	加入者交換機能メニュー
	10.優先接続機能	マイライン
	11.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ
	12.加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート
	13.加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート
14.折返し通信路設定機能		ISM
15.光信号電気信号変換機能		メディアコンバータ
16.光信号分離機能		局内スプリッタ
17.加入者交換機接続伝送専用機能		GC-POI間回線
18.市内伝送機能		GC-GC間回線
中継系交換機能	19.中継交換機能	IC交換機
	20.中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート
	21.中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート
中継伝送機能	22.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線
	23.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線
	24.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線
	25.一般光信号中継伝送機能	中継ダークファイバ等
	26.特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継ダークファイバ
ルーティング伝送機能	27.一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの収容局接続
	28.一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの中継局接続
	29.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の収容局接続
	30.閥門交換機接続ルーティング伝送機能	IGS接続(NGN・ひかり電話網)
31.イーサネットフレーム伝送機能		イーサネット
32.通信路設定伝送機能		専用線
33.データ伝送機能		メガデータネッツ
34.信号伝送機能		共通線信号網
35.呼関連データベース機能		呼関連データベース
36.番号案内機能		番号案内データベース・装置
37.手動交換機能		104
38.公衆電話機能		公衆電話機
39.端末間伝送等機能		キャリアズレート
40.クロック提供機能		クロック提供装置

※接続料の算定方式

■ : 実績原価方式

■ : 将来原価方式

■ : 長期増分費用 (LRIC)方式

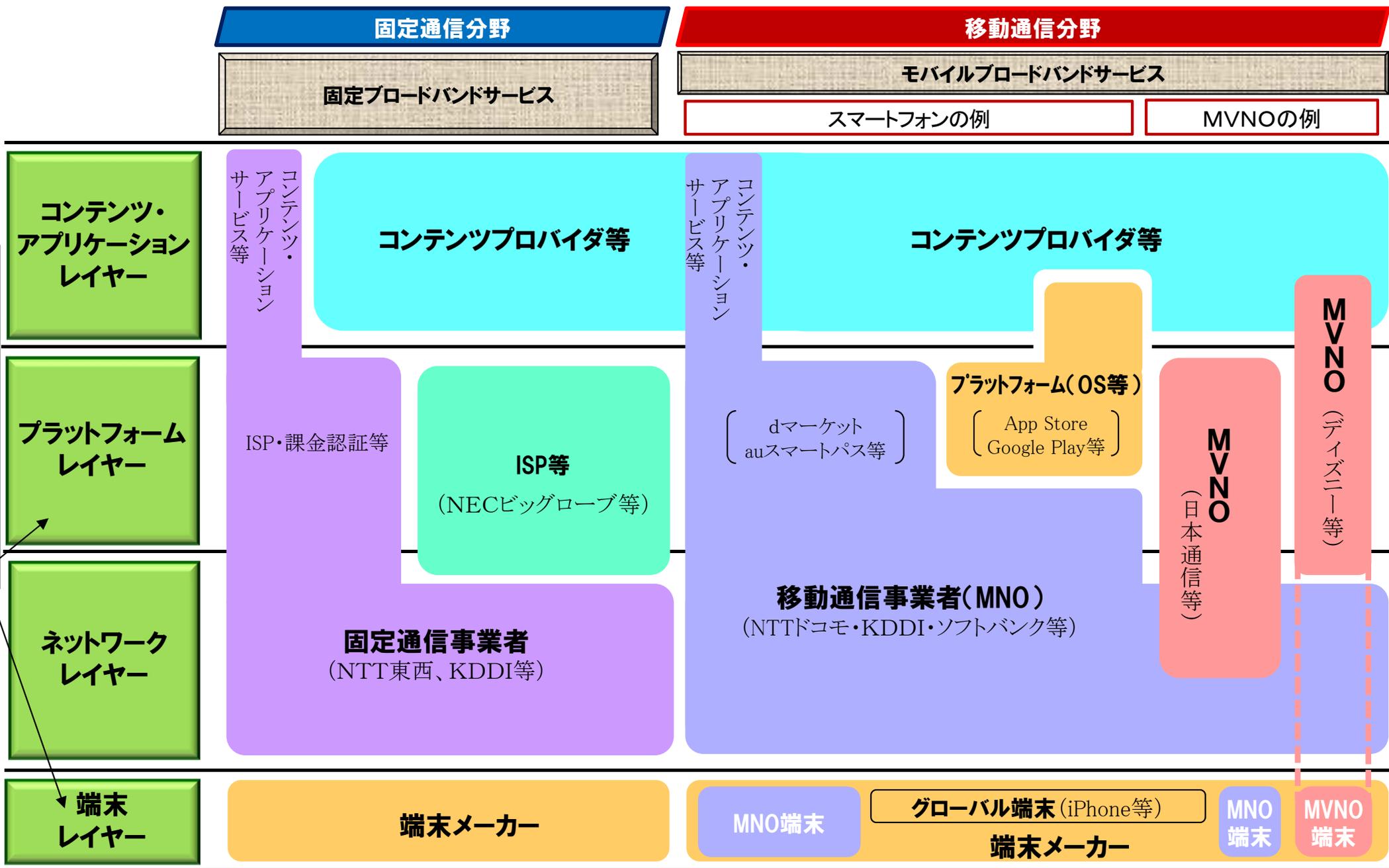
□ : キャリアズレート

1 電気通信市場の現状

2 2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方

3 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

グローバル企業の伸張



(出典) 各社ウェブサイトから作成

- M2M(Machine to Machine)とは、人間を介在せずに機器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれの機器が動作するシステム。

M2Mの例

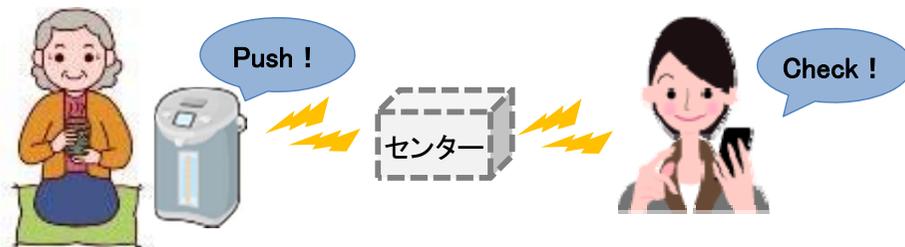
□ カーナビゲーション

無線通信機器を内蔵したカーナビゲーションを用いて、最新の地図に自動的に更新したり、最新の渋滞情報を配信するサービス



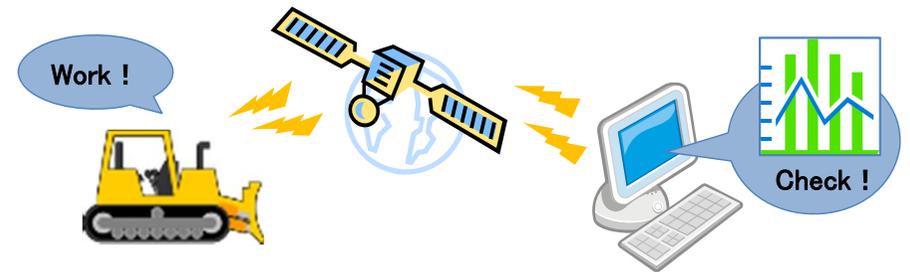
□ 見守りサービス

無線通信機を内蔵した電気ポットを使うと、ネットワークを経由して、その情報が携帯電話やパソコンから確認できるサービス



□ 遠隔保守

建設機械等の無線通信機器を内蔵し、車両の位置や稼働時間、稼働状況などを把握することで、効率的な保守等を可能にするサービス



□ 売上データの自動送信

無線通信機器を内蔵した飲料水等の自動販売機が、ネットワークを介して売上データや、商品の補充情報を自動的に送信し、業務を効率化するシステム



競争評価の概要

□ 2003年(平成15年)電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする仕組みに転換。そこで、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として電気通信事業分野における競争状況の評価(競争評価)を導入。評価結果は公表するとともに、**政策立案の基礎データとして活用**。

競争評価のフレームワーク

- 競争評価は、毎年度1回のサイクルで実施。
 - ・ 定点的評価： 経年的なデータの定期的な分析を実施。
 - ・ 戦略的評価： 毎年異なる特定テーマについて 分析を実施。

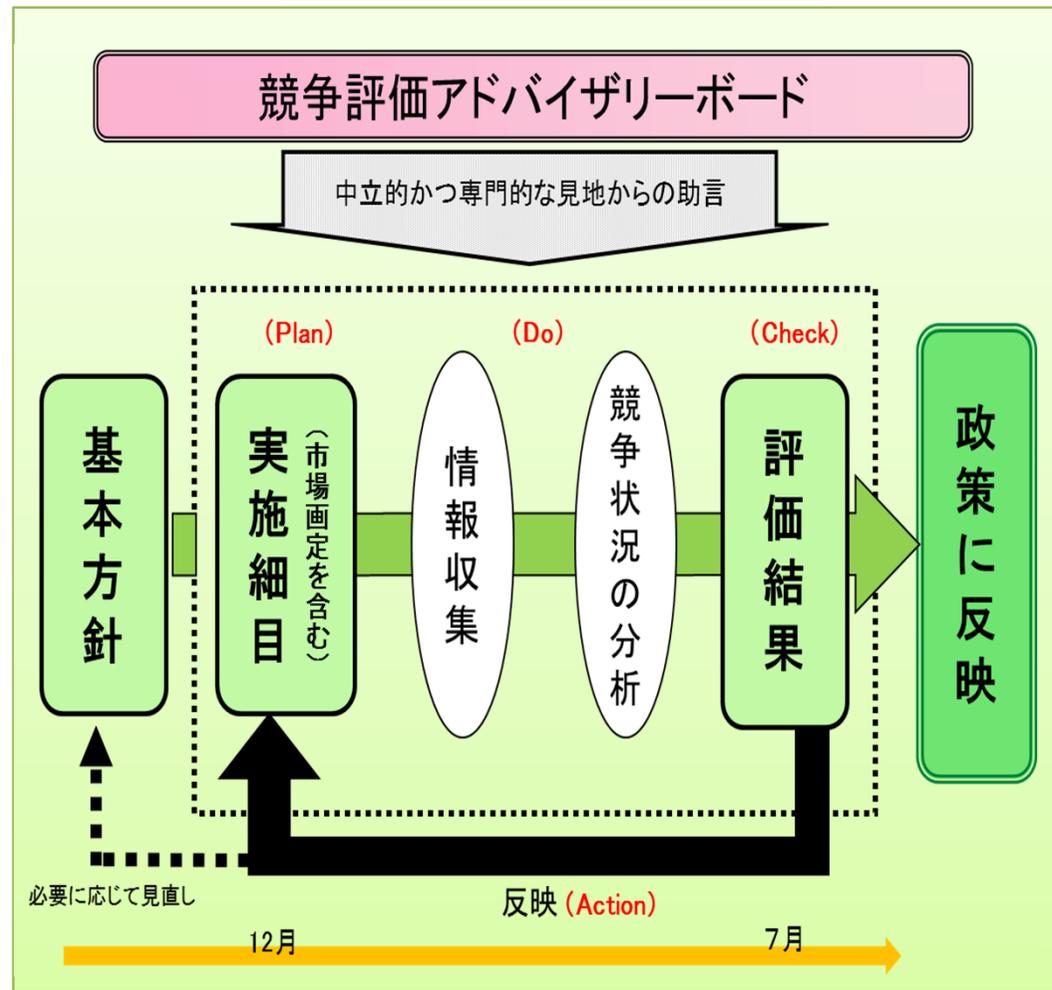
競争評価の基本データ

- 契約数、市場シェア(サービスシェア、設備シェア)、HHI※1等の基本データを利用して市場評価を実施。
- 基本データの一部について、四半期データ※2を利用。
- 競争評価2013においては、
 - ・ 評価指標の多様化(収益シェア、端末設備シェア、周波数シェア等の新指標の導入)
 - ・ 企業グループ単位の市場シェアの算定など、基本データの拡充を実施。

※1 HHI (Herfindahl-Hirschman Index: ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出され、市場集中度を表す指標。HHIは、完全競争的な市場における0に近い値から完全な独占指標における10,000までの範囲の値をとる。例えば、市場が各社25%均等のシェアを持つ4社のみで構成されている場合、HHIは $25^2 \times 4 = 2,500$ 。さらに、3社の場合は3,333、2社の場合は5,000となる。

※2 「電気通信サービスの契約数に関する四半期データの公表」を毎年、3月、6月、9月、12月の各月に実施。

競争評価の実施プロセス



競争評価の基本データ

- ✓ 固定系と移動系別に、市場における**契約数と契約数ベースのサービスシェア**を四半期毎に公表。
- ✓ 固定系ブロードバンド市場における**NTT東西のサービスシェアの増加**の一方で、移動系通信市場における**NTTドコモのサービスシェアの減少**が続いている。

【固定系ブロードバンド市場の契約数(2013年12月末)】

固定系ブロードバンドサービス	3,579万
FTTH(※1)	2,502万
CATVインターネット(※1)	606万
ADSL	470万

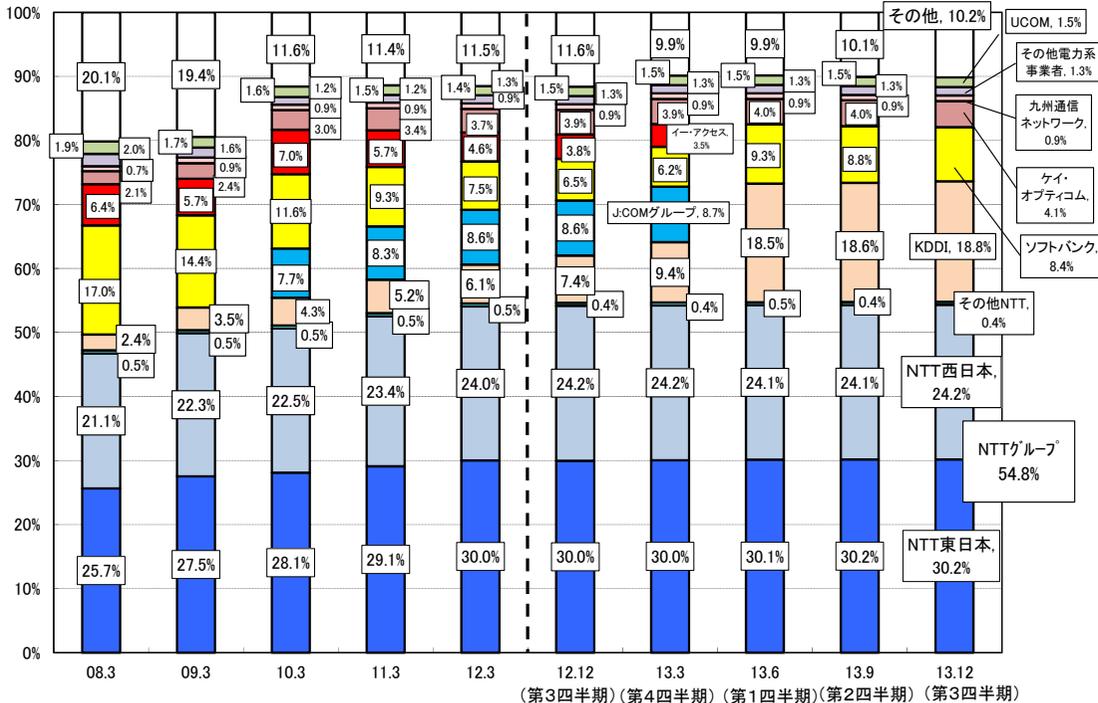
※1 FTTHとCATVインターネット(下り30Mbps以上)から成る、固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数は、2,771万

【移動系通信市場の契約数(2013年12月末)】

移動系通信市場	1億5,325万
携帯電話(※2)	1億4,105万
PHS	540万
BWA(※2)	680万

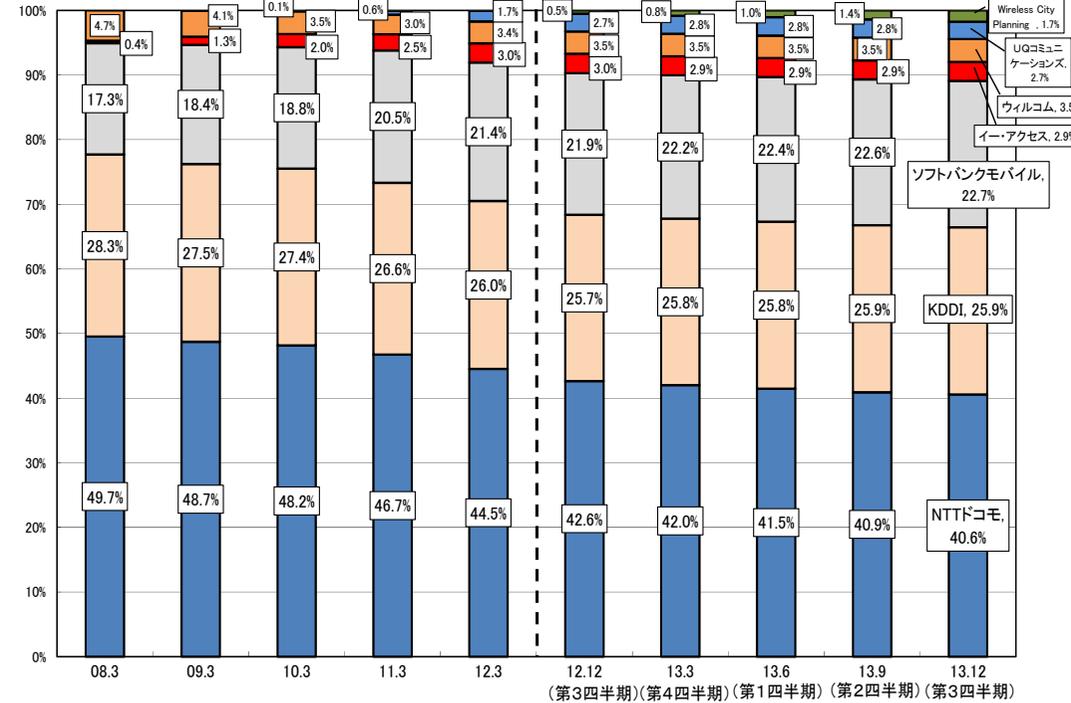
※2 携帯電話のうちLTEと、BWAから成る、移動系超高速ブロードバンドサービスの契約数は、4,556万

【固定系ブロードバンド市場のサービスシェアの推移】



注1：四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。
 注2：その他NTTには、NTTビジネスソリューションズ、NTTメディアサプライ、NTT-ME等が含まれる。

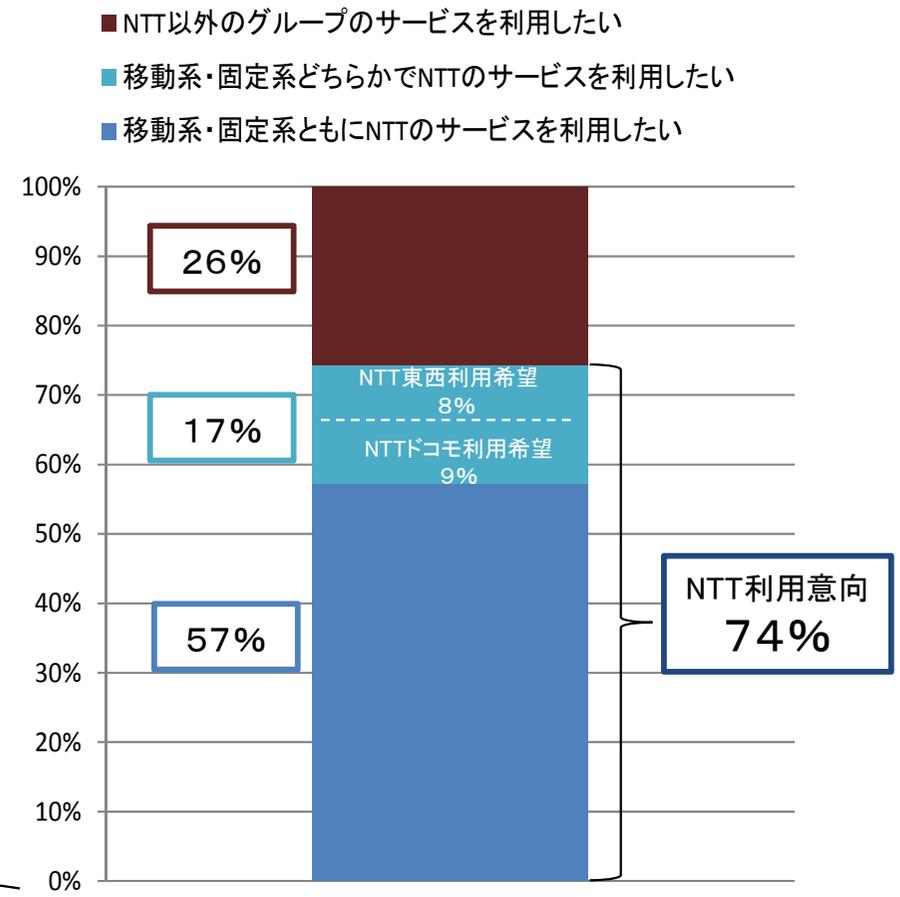
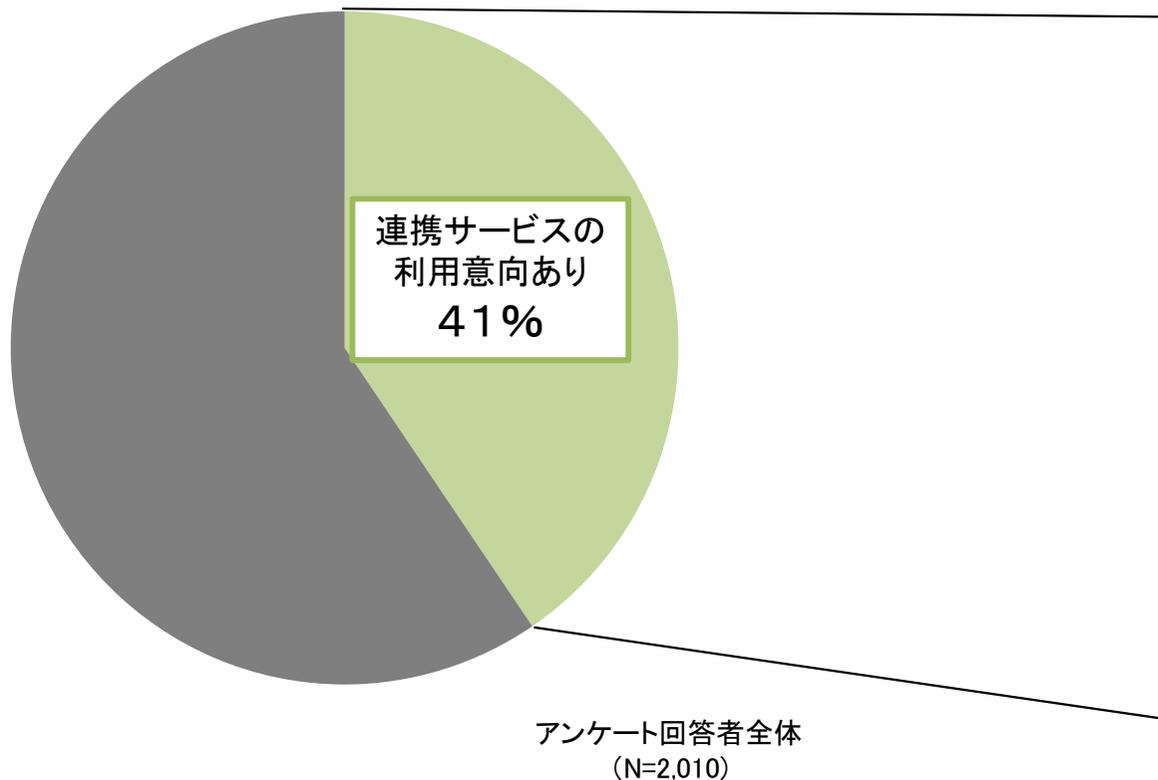
【移動系通信市場のサービスシェアの推移】



注3：08年3月末までのNTTドコモにはPHS契約数が含まれている。
 注4：移動系の11年3月末までは一般社団法人電気通信事業者協会資料による。

- 競争評価2013の利用者アンケート結果より、
 - アンケート全回答者中、連携サービスの利用意向を示した回答者は41%。
 - 利用意向を示した回答者のうち、約7割がNTTの連携サービスの利用を希望。

連携サービスの利用意向



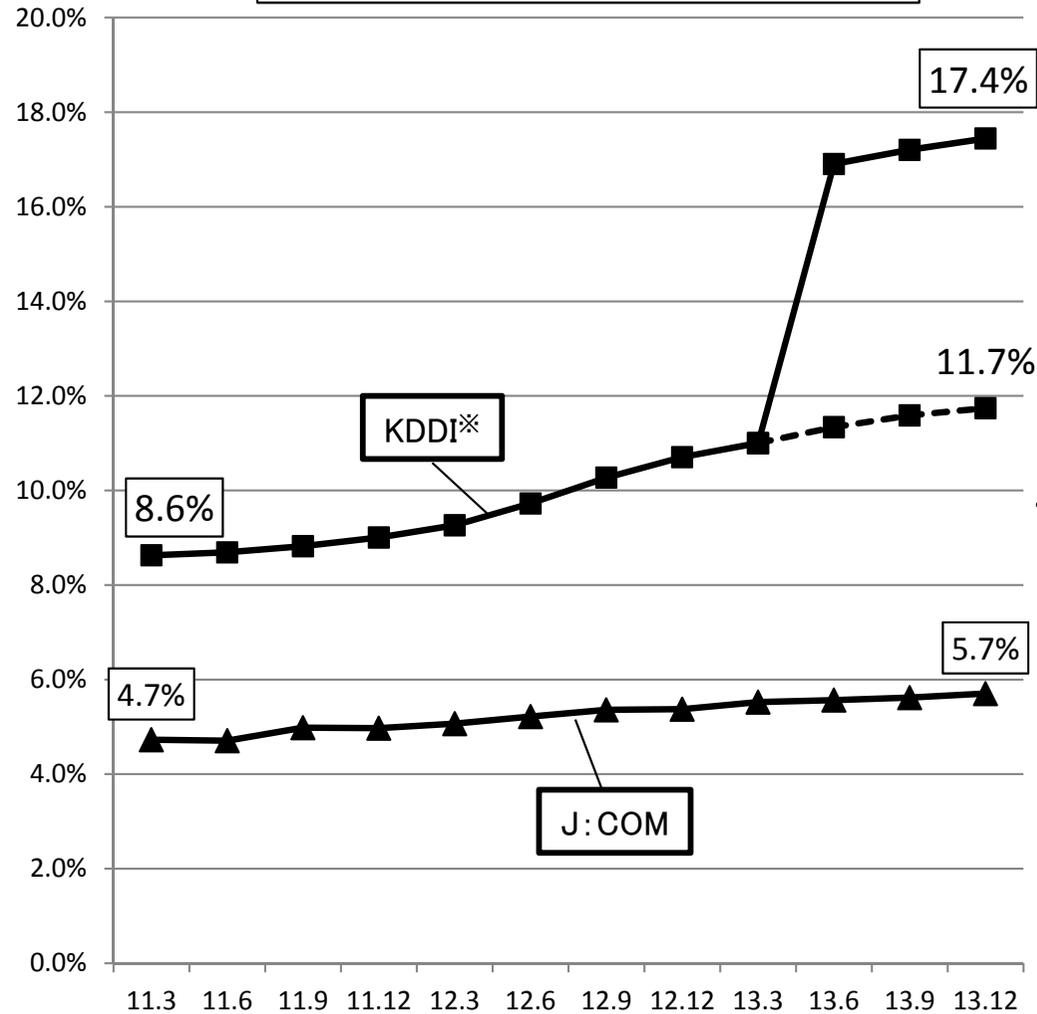
出所：競争評価2013利用者アンケート※

※競争評価2013利用者アンケート

Web形式による約2,000人に対するアンケート調査。その対象者は、アンケート調査会社登録モニターで、自宅で固定回線(ADSL回線・CATV回線・FTTH回線)や移動体通信端末を利用している全国の10代以上の男女。サンプルが偏らぬよう、居住地域や年齢区分ごとに割付を行って対象者を選定。調査項目については、移動系・固定系の別に分けてサンプルを回収。

- KDDIグループについて、固定系超高速ブロードバンド市場における市場シェアを見た場合、「auスマートバリュー」に加えてJ:COMの連結子会社化が寄与して大幅に増加。
- 他方、移動体通信市場におけるKDDIの市場シェアは、ほぼ横ばい。

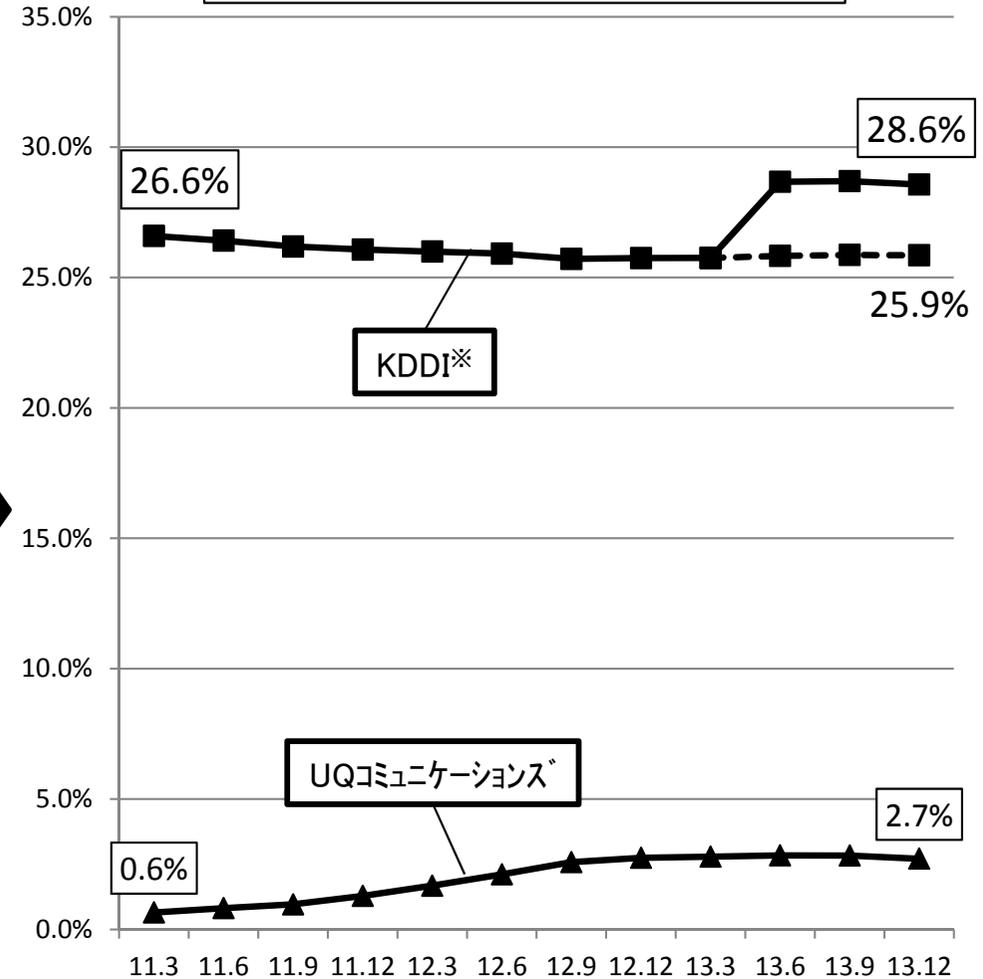
固定系超高速BBシェア推移



※破線部はJ:COMのシェアを考慮しなかった場合。

出所:総務省資料

携帯・PHS・BWAシェア推移

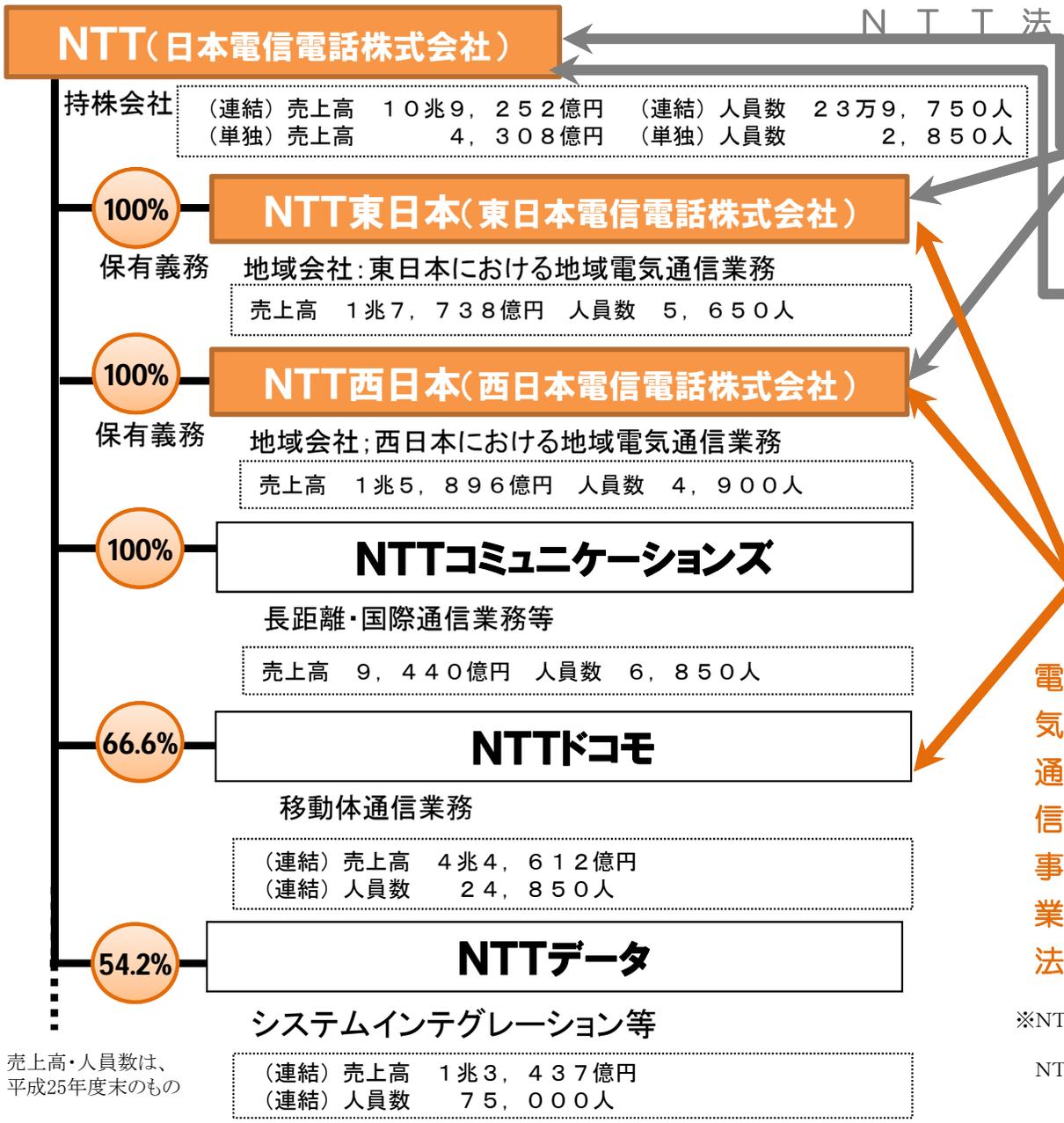


※破線部はUQコミュニケーションズのシェアを考慮しなかった場合。

出所:総務省資料

□ 電気通信事業分野における競争状況の評価2012(平成25年9月 総務省)より

- ◇ 特定の市場において市場支配力を有する事業者が、密接に関連する市場においても事業活動を行っている場合、当該市場支配力を梃子にして他の市場に拡張するような場合には、その密接に関連する市場においても市場支配力を有するとみなされる可能性がある。このような企業行為は、市場支配力のレバレッジ(梃子)と呼ばれている(電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針 p56)。
- ◇ 固定電話市場における契約数のNTT東西のシェアは2012年度末時点で76.5%となっており、引き続き減少傾向にあるものの、依然として高い水準にある。
同市場については、0ABJ-IP電話(FTTH)のみが増加傾向にある一方(全体に占めるシェアは36.8%)、NTT東西加入電話(メタル回線)のシェアも依然として55.1%となっており、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、**FTTH市場へのレバレッジの可能性について懸念がある**ところである。
- ◇ ブロードバンド回線の変更に至るまでの利用者の選択の過程には様々な要因があるが、利用者アンケートによれば、割引や料金の低廉さが第一であると考えられる。その上で、固定電話を変更した利用者がブロードバンド回線としてNTT(FTTH)を選択する割合を見ると決して高いとは言えず、NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジは明示的には見られなかった。ただし、上記の分析は専ら利用者へのアンケートに依拠しており、十分に幅広い側面から分析できているとは言いがたい。
今後、**FTTH市場へのレバレッジの判断材料としては**、例えば、番号ポータビリティの状況について、事業者の協力を得つつ、利用者の事業者の乗り換え状況を詳細に分析することを検討することも考えられるところであり、**引き続き多面的な分析を行うことが必要である**。



特殊会社に対する規制

- ◇ユニバーサルサービス提供責務
- ◇研究推進・成果普及責務
- ◇業務範囲規制※
- ◇事業計画認可

- ◇外資規制 (1/3未満)
- ◇役員選任・剰余金処分認可
- ◇政府による1/3以上の株式保有

非対称規制

1. 接続に関する規制
【主な規制】
◇接続約款の認可・公表(NTTドコモは届出)
◇接続会計の整理

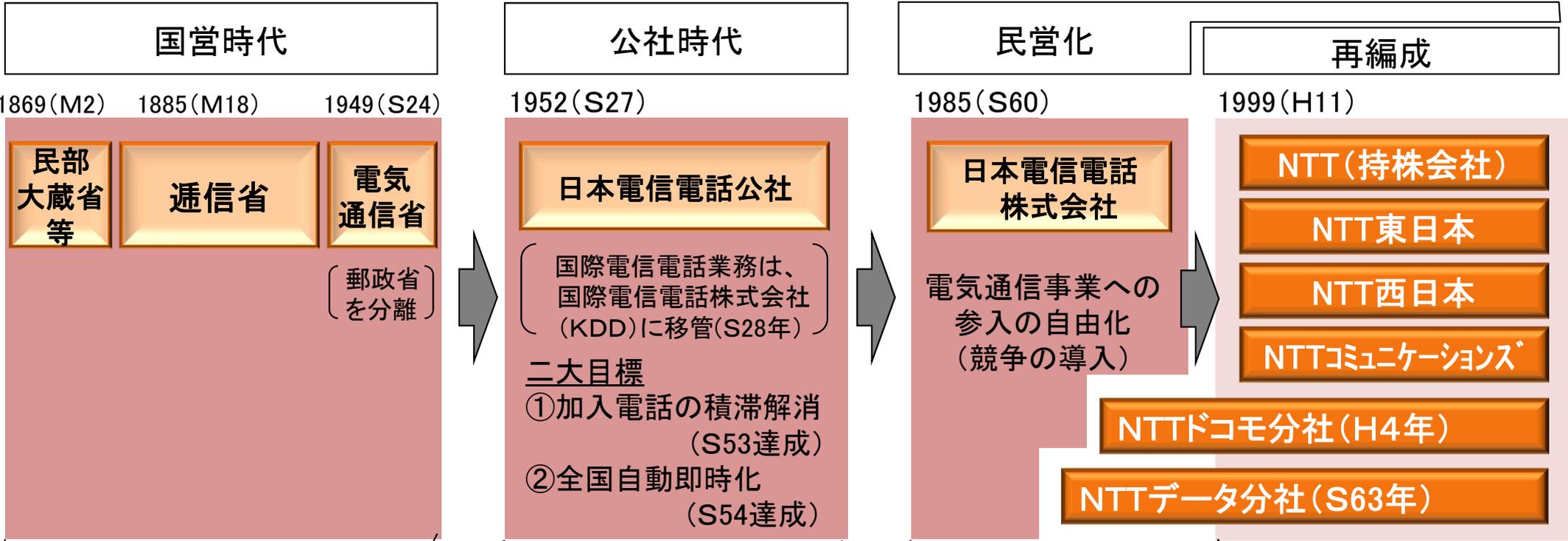
2. 一定の行為の禁止
【主な禁止行為】
◇接続情報の目的外利用・提供
◇事業者間の差別的取扱い
◇他事業者(コンテンツプロバイダ、製造・販売業者を含む)に対する不当干渉
◇子会社等である事業者との役員兼任(NTT東西のみ)
◇電気通信設備の設置等に関する他事業者への不利な取扱い(NTT東西のみ)

3. 機能分離等 (NTT東西のみ)
◇設備部門と営業部門との隔離等
◇業務委託先子会社に対する監督義務

電気通信事業法

売上高・人員数は、平成25年度末のもの

※NTT: ・地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使
・地域会社に対する必要な助言、あつせんその他の援助 等
NTT東西: ・地域(=同一の都道府県内)電気通信業務
・総務大臣へ届出の上、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 等



<経緯・考え方>

【国営時代】

- ・明治2年の電報取扱開始以降、電信事業の所管は、民部大蔵省、民部省、工部省と変更。
 - ・明治18年逓信省設置。郵便事業と併せて所管。
 - ・昭和24年にGHQの指示により、逓信省が電気通信省と郵政省へ分離。
- (電信電話事業の経営組織を監督行政的機構から脱皮させようとの趣旨)

【公社時代】

- ・昭和27年、し烈化する電話の需要に対処するため、国家財政の枠を脱した拡充資金の調達を図り、電信電話事業を合理的かつ企業的に経営することを目指して公社化。
- ・二大目標(①加入電話の積滞解消、②全国自動即時化)の達成に向け、数次にわたる5ヵ年計画を遂行し経営を推進。

【民営化と競争の導入】

- ・昭和60年、経営の自主性を付与することにより、創意工夫を発揮し、効率的な事業運営を可能とするため、公社を民営化。
- ・ユーザーニーズの高度化・多様化、技術革新に伴う自然独占性の希薄化、技術的統一性の必要性の減少等に対応して、電気通信事業分野へ民間活力を積極的に導入(競争導入)。

【再編成】

- ・平成11年、NTTを持株会社、東西地域会社、長距離国際会社の4社に再編成。
- ・公正競争の促進を図るとともに、NTTの国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信サービスに対する多様な需要への対応を可能とする。

昭和60年 日本電信電話株式会社(NTT)の設立(電電公社民営化)

NTT法附則第2条 政府は、NTT成立の日から5年以内に、(略)会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



平成11年 日本電信電話株式会社の再編成(持株会社、NTT東西、NTTコミュニケーションズの設立)



平成18年 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で平成22年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

平成22年 ブロードバンド普及促進のための「基本方針」・「工程表」

NTT東西に対し、自社内の設備部門とその他の部門との間のファイアウォールの強化に向けた体制整備及び業務委託先子会社に対する監督を義務づける等のさらなる公正競争ルールの整備を図るとともに、NTTの在り方を含めたこれらの競争ルールに関する措置の有効性・適正性について制度整備の実施後3年を目途に見直しを行う。

→ 平成23年の電気通信事業法改正により、NTT東西における機能分離等を実施

平成26年 2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて -

- 平成23年11月の改正電気通信事業法の施行に伴い、NTT東西に対し、業務委託先子会社等への監督、機能分離を義務付け。
- これらの遵守状況について、毎年6月に報告を義務付けているところ、次のとおりの報告を受け、総務省において、経営上の秘密等の観点がある箇所を除き、公表している。

機能分離

NTT東西による機能分離のための体制整備(事業法第31条第5項)について、省令(第22条の7)の事項に係る実施状況の報告

省令の規定	NTT東西の報告内容(平成24年度)
第1号 設備部門の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組織規程において、以下を「設備部門」として規定し、分離 <ul style="list-style-type: none"> 【東】相互接続推進部、ネットワーク事業推進本部、東北復興推進室、設備部(支店) 【西】ネットワーク部、サービスマネジメント部、相互接続推進部、設備部(地域事業本部、支店)
第2号 設備部門の長 第8・9号 情報管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備担当役員・情報管理責任者は、【東】岡 副社長、【西】高島副社長
第3号 兼務の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第6号による規程において、設備部門と設備部門以外の部門の間の職員の兼務を禁止
第4号 居室の分離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備部門の居室において、電子的認証装置や監視カメラ等を設置し入退室を管理
第5号 接続関連情報システムの利用権限の管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ システムを利用する業務(注文受付、設備設計・設備管理等)ごとに適切な利用権限を付与し、接続情報の目的外利用を防止 ■ 接続関連情報へのアクセスの際、アクセス者の識別情報、日時、情報内容を記録、保存(5年)
第6号 規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の内容を記載した接続関連情報の適正な取扱いに係る規程を策定 <ol style="list-style-type: none"> ①設備部門の範囲 ②設備部門の業務に従事する社員等(当該業務に従事していた者を含む)における接続関連情報の目的外利用の禁止 ③設備部門と設備部門以外の部門の兼務禁止 ④情報管理体制(情報管理責任者等の設置) ⑤情報管理責任者の責務等(承認の無い接続関連情報の抽出・持出し禁止、監視部門への協力等) ⑥同等性の確保 ⑦規程違反時の監視部門への報告 ⑧監視部門の責務等 ⑨監視部門の勧告に基づく是正義務
第7号 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備部門の全社員等に対し、事業法改正の概要、社内規程等に関する研修(対面、オンライン)を実施

機能分離(続き)

省令の規定	NTT東西の報告内容(平成24年度)
第10号 規程の遵守	<p>第6号による規程が遵守されるよう、情報管理責任者は以下の項目について管理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報管理体制の構築((東)情報管理責任者－接続関連情報適正利用管理者－接続関連情報適正利用補助者といった階層構造を構築) ● 設備部門と設備部門以外の部門の兼務禁止 ● 設備部門と設備部門以外の部門の居室分離 ● 接続関連情報システム利用権限の管理 ● 研修の実施 ● 委託先管理(委託先に対する覚書締結、点検の実施を義務づけ)
第11号 接続約款等に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の記録・保存(設備部門と他事業者間)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備部門は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために実施した接続約款等に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件を記録し、保存 ■ 特に納期に着目し、他の電気通信事業者から平成23年11月30日以降に申し込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続について、以下の事項を報告 <ul style="list-style-type: none"> ①手続の実施の経緯の概要として、当該手続の件数と平均日数 ②当該手続に係る接続の条件の概要として、当該手続についての接続約款等に規定する納期
第12号 手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件の記録・保存(設備部門と設備部門以外の部門間)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備部門は、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件を記録し、保存 ■ 特に納期に着目し、設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申し込まれ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した手続について、以下の事項を報告 <ul style="list-style-type: none"> ①手続の実施の経緯の概要として、当該手続の件数と平均日数 ②当該手続に係る条件の概要として、当該手続についての接続約款等に規定する納期
第13号 監視部門の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 組織規程において、スタッフ部門に「情報セキュリティ推進本部」を規定
第14号 監視部門における第11号及び第12号に関する監視	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視部門において、以下の事項について、設備部門が記録・保存した内容に基づき確認。 <ul style="list-style-type: none"> ● 設備部門が、他電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件について記録・保存した内容に基づき、接続約款等の規定によるものであること ● 設備部門が、設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件について記録・保存した内容に基づき、接続約款等の規定に準ずるものであること ■ 特に納期に着目し、他の電気通信事業者又は設備部門以外の部門から平成24年度に完了した手続についての①件数、平均日数及び②接続約款等に規定する納期の遵守率により検証 ■ 以上を行った結果、問題となる事象がないことを確認
第15号 設備部門における接続情報の取扱に関する監視	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視部門において、第22条の7第10項に基づき情報管理責任者が講じる管理の項目ごとの遵守状況について、 <ul style="list-style-type: none"> ● 設備部門が実施した四半期点検の結果の確認 ● 書面による確認、本社及び支店の設備部門への実地検査を行った結果、問題となる事象がないことを確認

■ 背景・概要

- NTT各事業会社（NTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ）は、2012年7月1日以降、料金業務をNTTファイナンス（NTT持株の子会社）に移管することを公表（2012年2月2日）。
- 具体的には、NTT各事業会社の料金債権をNTTファイナンスに譲渡するとともに、同社に料金審査、請求書発行、料金回収といった業務を移管。

■ 競争事業者等による要望書・意見申出書

- NTTグループの発表を受け、2012年2月15日及び6月28日、競争事業者等は、本件に関し、連名で要望書を提出。

【主旨】 NTTグループの経営資源が統合されることは、NTTの分離・分割といったこれまでの公正競争確保のための措置に照らし、組織の再統合・独占回帰という観点から問題があるため、総務省に対し、早期の調査と施策の見直しを含む指導の検討等を要望。
料金業務の統合が公正競争に与える影響は極めて大きいことから、必要な情報の公開と外部検証性を確保した上での定期的・永続的な検証を要望。

- また、2012年3月13日、競争事業者は、本件に関し、連名で電気通信事業法第172条に基づく意見申出書を提出。

■ 料金業務の移管に係るNTTグループへの要請

- 総務省において、NTT持株を通じその事実関係等につき確認を行った結果、以下の観点からの課題が認められた。

1. NTT法の観点

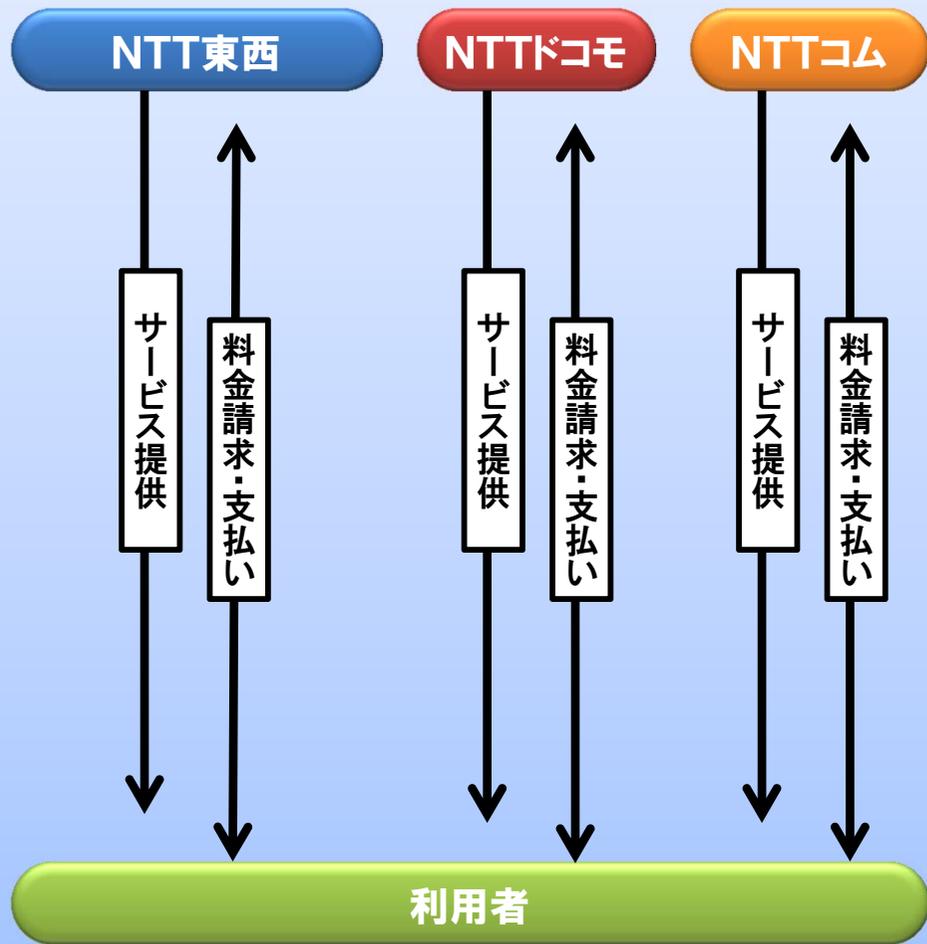
- ◆ 料金業務をNTTファイナンスへ移管した後も、構造分離措置の趣旨を引き続き確保することが必要。
- ◆ NTT東西がNTTファイナンスへ料金業務を移管した後も、NTT東西によるユニバーサルサービス責務の趣旨を引き続き確保することが必要。

2. 電気通信事業法等の観点

- ◆ 料金業務の担い手が非電気通信事業者であるNTTファイナンスになった後も、加入電話等に対する料金規制、支配的な事業者に対する行為規制等の公正競争ルール of 趣旨を引き続き確保することが必要。
- ◆ 債権譲渡の後も、提供条件の説明等の消費者保護ルール、個人情報保護法等の規制の趣旨を引き続き確保することが必要。

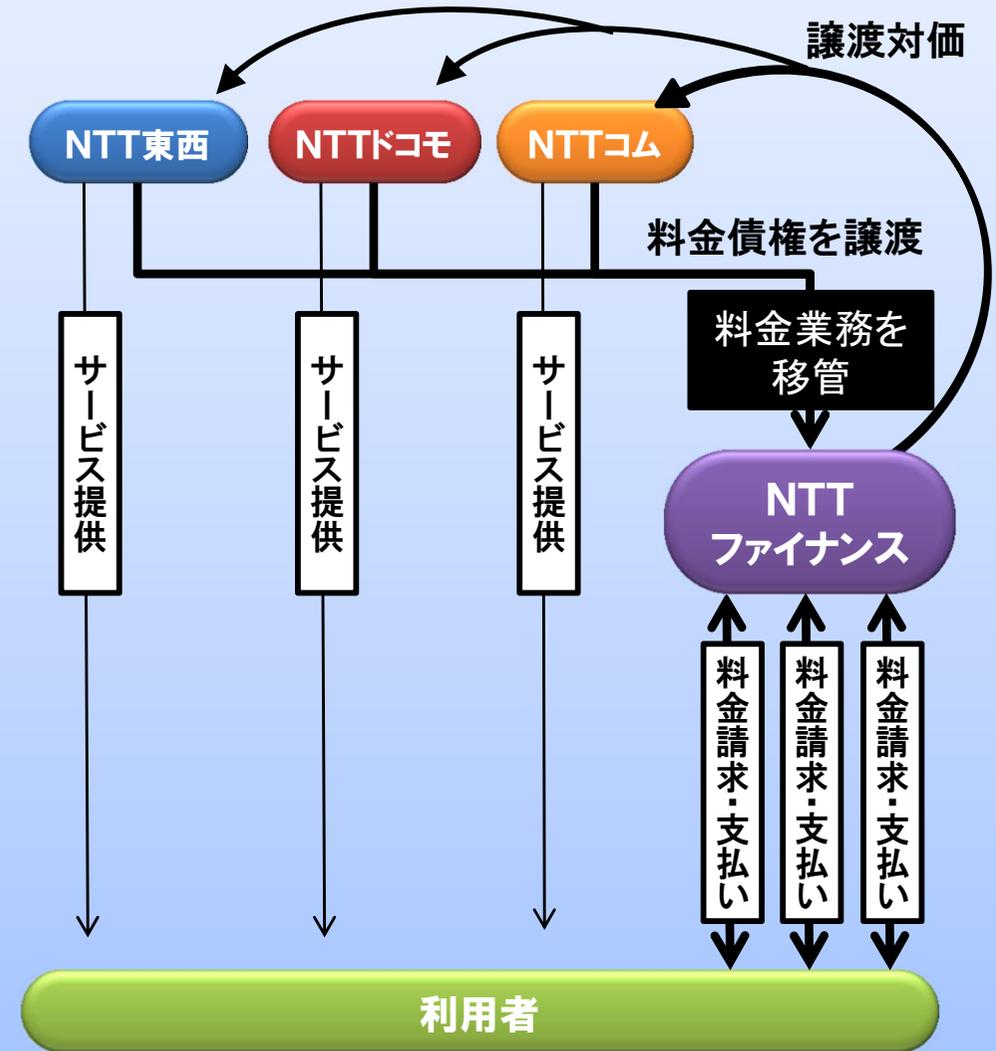
2012年3月23日、NTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ及びNTTファイナンスに対し、各社に課せられている規制等の趣旨を引き続き確保する観点から、各社が講ずべき措置について要請。

<2012年6月以前>



NTT各事業会社は、それぞれの利用者に対し、サービス提供及び料金請求等を行い、各社毎に利用者から料金を回収。

<2012年7月以降>



NTT各事業会社は、それぞれの利用者に対する料金債権をNTTファイナンスに譲渡し、同社が料金回収等の業務を実施。

要請事項 (NTT東西の例)

報告内容(平成24年度)

I NTT法の観点

1. 公正競争要件関係

<ul style="list-style-type: none"> ■ 役員兼任・在籍出向の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役員兼任は実施していない(役員名簿を提出) ■ 在籍出向者は、今後、出来る限り速やかに解消予定(解消までの間、在籍出向者数を毎年度報告)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業会社間の相互補助の禁止(譲渡手数料の同等性、会計分離等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定(契約条項違反が生じた場合、債権譲渡契約自体の解除を含む措置を講じうる旨も規定。以下、同じ) ■ 譲渡した債権額と支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、定期的な報告等に基づき確認 ■ NTTファイナンスに対し、譲渡手数料の内訳・根拠について提示を求め、過去の費用実績・新たな費用・請求件数等の推移に基づき妥当性を確認 ■ 会計の分計・収支を報告させ、適正な収入で業務を実施していることを確認
<ul style="list-style-type: none"> ■ 約款額による料金請求の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 約款額を債権額とし債権譲渡する旨を契約書等で規定 ■ 譲渡した債権額と請求金額が同額であったことについて、定期的な報告等に基づき確認するとともに、個々の請求について必要な確認を実施
<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売業務等、他の業務の委託等禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定するとともに、各社内にて指示・徹底 ■ 他の業務を受託しないことについて、NTTファイナンス料金業務部門において社内文書・自己点検・研修等で指示・徹底し、受託がなかったことを確認
<ul style="list-style-type: none"> ■ 顧客情報等の適切な取扱いの確保(室の区分、独自システムの構築、顧客情報等の目的外利用の禁止等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金業務の用に供する室とその他の室を区分し、入室管理を徹底 ・ 独自システムの構築・運用 ・ 顧客情報等の適切な取扱いに関する自己点検の実施、アクセス権限の設定、ログの保存(四半期単位で確認)、顧客情報等の取扱いに関する規程等の作成、研修の実施、管理責任者の設置 等 ■ 各社において、NTTファイナンスに提供する顧客情報等を限定することについて、規程・マニュアルに定めるとともに、社内研修・自己点検等を通じて顧客情報の限定を実施していることを確認 ■ 各社において、定期的にNTTファイナンスから報告を求め、必要に応じ、立ち入り検査等を行うことができる旨を契約書等で規定

2. ユニバーサルサービス責務関係

<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルサービス責務の趣旨の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認のない債権の第三者譲渡を禁止(当該第三者譲渡が行われていないことを確認) ■ NTTファイナンスにおいて研修を実施するとともに、各社において、研修教材の作成支援等を実施
--	--

II 電気通信事業法等の観点

<ul style="list-style-type: none"> ■ 料金規制の趣旨の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定 ■ NTTファイナンスにおいて研修を実施するとともに、各社において、研修教材の作成支援等を実施
<ul style="list-style-type: none"> ■ 禁止行為規制等の趣旨の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定 ■ NTTファイナンスにおいて研修を実施するとともに、各社において、研修教材の作成支援等を実施
<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者保護ルール、個人情報保護法等の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約書等で規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTファイナンスのプライバシー・ポリシーの作成・公表 ■ NTTファイナンスにおいて研修を実施するとともに、各社において、研修教材の作成支援等を実施 ■ NTTファイナンスにおいて、問い合わせ窓口を設置し、利用者からの問い合わせ等に対応

料金統合請求型サービスの例

グループ	事業者	サービス名称	対象	対象となるサービス		サービス内容
NTTグループ	NTTファイナンス	おまとめ請求	料金請求業務	NTT東日本・西日本	固定電話、高速データ通信（フレッツ光／ADSL）、IP電話（ひかり電話）、電報	・NTTファイナンスが請求を行う4社の回線に限り、各社の料金（固定電話、携帯電話、インターネット接続等）を、一通の請求書にまとめて送付するサービス。 ・代表回線に対してまとめて請求。
				NTTドコモ	携帯電話	
NTTコミュニケーションズ	インターネット接続、長距離・国際電話					
		tabalまるごと決済	料金債権回収代行	tabal提携会社	ビッグロブ、NHK、読売ハートサービス等の各利用料金	・インターネットサービスプロバイダの料金をはじめとして、顧客が「tabal まるごと決済」提携会社で利用した様々なサービスの料金の支払いを、NTTファイナンスから顧客への通信サービス等料金の請求に「たばねて」支払うサービス。
KDDIグループ	KDDI	まとめて請求	料金請求一本化	KDDI	携帯、スマートフォン、電話・インターネット	・auおうち電話やKDDIからお届けするマイライン（0077国内電話、001国際電話、0077携帯宛電話など）の請求書と、「auケータイ」の請求書をひとつにまとめられるサービス。 ・「auケータイ」と「auおうち電話」のセットで国内通話24時間無料。 ・「KDDIまとめて割引」が適用になる
ソフトバンクグループ	ソフトバンクモバイル・ソフトバンクBB	まとめて請求	料金請求一本化	ソフトバンクモバイル ソフトバンクBB	携帯電話と固定電話（おとくライン・0088国内電話サービスなど） ブロードバンド（ODN・Yahoo! BB（ADSL・光））	・本人や家族でお使いのソフトバンクの携帯電話と固定電話（おとくライン・0088国内電話サービスなど）、ブロードバンド（ODN・Yahoo! BB（ADSL・光））の請求をひとつにまとめられるサービス。登録・利用料は無料。

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果 (平成26年2月)(抄)

2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について

NTTグループの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管することについては、平成24年3月23日付けで、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ(以下「各事業会社」という。)並びにNTTファイナンスに対し、NTT法によりNTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに**市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、又はNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請した。**

総務省は、平成24年に引き続き平成25年7月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、日本電信電話株式会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。

これらの結果、**上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められないが、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、当分の間、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視することとする。**

なお、「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、日本電信電話株式会社等に係る累次の公正要件等を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところであり、**情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」**においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

NTTファイナンスを通じた料金統合請求サービスの概要

NTTグループにおいては、NTTファイナンスを通じ、料金請求業務と料金債権回収代行業務を統合した料金統合請求サービスを提供*1している。

これまでのNTTファイナンスを通じた当該サービスの提携企業数と契約実行高は、下表のとおり。

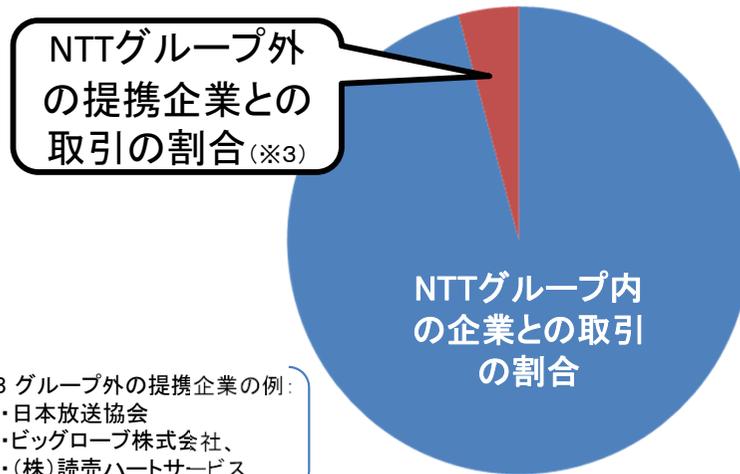
項目	実績	備考
提携企業数 (平成25年12月時点)	86社	<内訳> ・グループ内企業：14社 ・グループ外企業：72社
契約実行高 (平成25年度通期)	56,847億円	<参照> NTT4社*2の電気通信事業収益 71,683億円(24年度)

*1 料金統合請求サービスについて、KDDIグループ、ソフトバンクグループにおいても同種サービスを提供しており、提携事業者数はそれぞれ8社、4社。

*2 NTT4社：NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ。

出所：競争評価2013事業者アンケート、NTTファイナンス(株)平成26年3月期決算短信等

NTTファイナンスの累計請求額に占めるグループ内・外の取引の比率 (平成25年4月-12月)



※3 グループ外の提携企業の例：
・日本放送協会
・ビッグロブ株式会社、
・(株)読売ハートサービス

出所：競争評価2013事業者アンケート

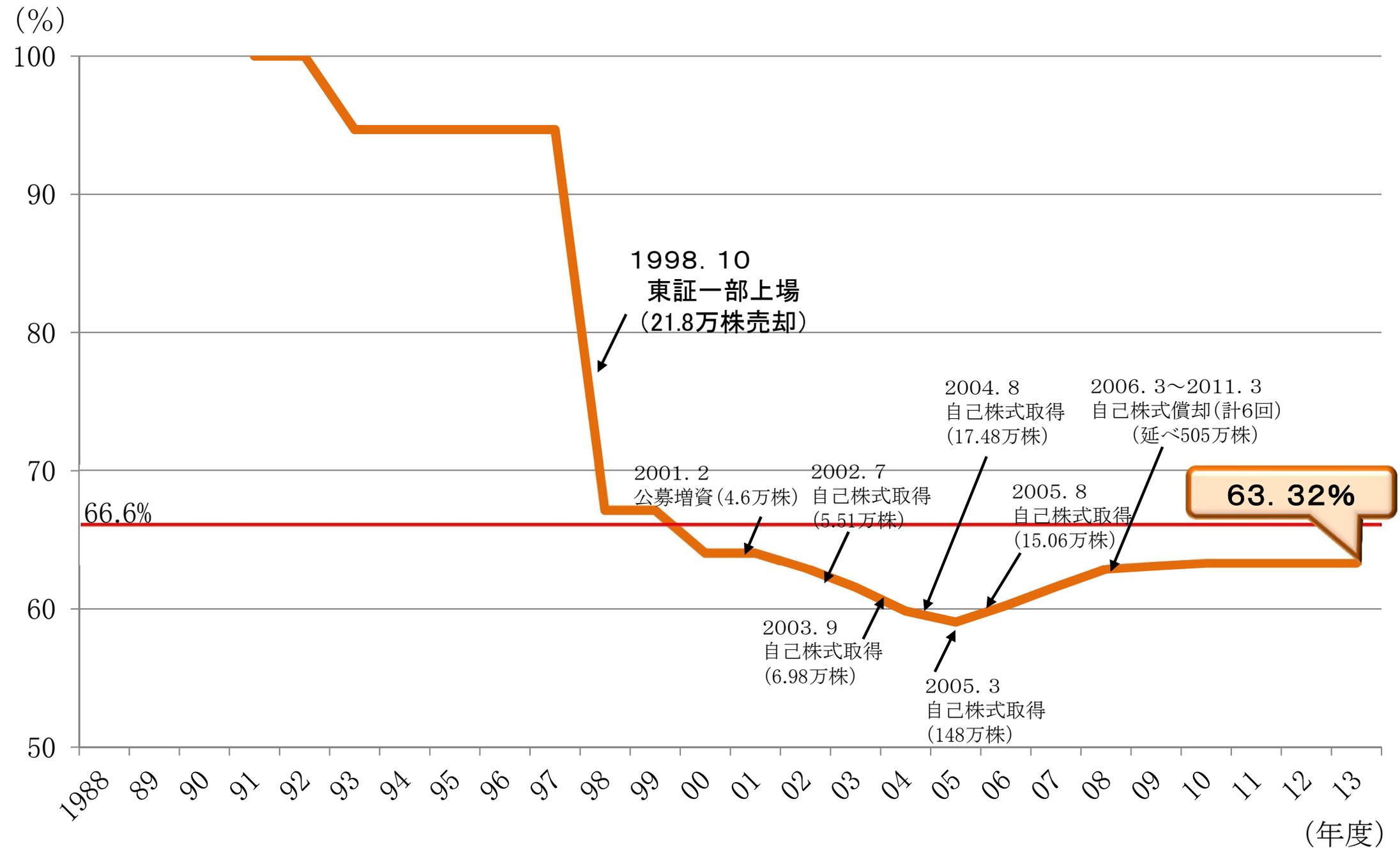
NTTドコモに対する出資比率の経緯

- 日本電信電話株式会社の**移動体通信業務の分離**について(平成4年 郵政省報道発表)の中において、「中核となる会社の株式については、**会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。**」として、その後平成10年の上場に際して、NTT持株のNTTドコモへの出資比率は**67.1%まで引き下げられた。**
- また、平成12年12月21日の**電気通信審議会の答申**において、次のように述べられている。
 - ①・② (略)
 - ③ NTTドコモに関しては、東・西NTTの有力な競争相手になることによる市場活性化などから、**基本的には、NTT持株会社のNTTドコモ株保有比率が一層低下することが望ましい。**
 - ④ また、携帯電話のグローバル化に対応して事業展開を機動的に行う必要性が増していることから、株式の外国上場等を通じて**持株会社の保有株式比率をできるだけ低下していく努力が望まれる。**
 - ⑤・⑥ (略)
- その後、NTT持株からの自己株式取得を通じて順次出資比率は低下し、平成26年3月末時点で**63.3%**となっている。

NTTコミュニケーションズに対する出資比率の経緯

- 平成11年のNTT再編成によってNTTの子会社として設立されたNTTコミュニケーションズへの出資比率については、平成12年12月21日の**電気通信審議会の答申**において次のように述べられている。
 - ①・② (略)
 - ③ このため、NTTコムが自らの判断で、できるだけ早期に上場会社となれるよう、現在のNTT法附則に規定されている規制(**持株会社によるNTTコム株式売却に関する認可**)を必要に応じて**撤廃又は緩和すべき**である。
 - ④ また、東・西NTTと一人株主たる持株会社を通じて実質的に一体的であることから生じる様々な公正競争上の問題を払拭し、NTTコムが地域通信市場における東・西NTTの有力な競争相手となることにより市場の活性化を図る観点から、**持株会社の出資比率を低下させることにより、その経営の実質的な独立性を確保することが重要**である。
- その後、平成13年のNTT法改正に伴い、「NTT再編成後1年余りが経過し、長距離・地域電話サービスが利用者に安定的に提供され、特段の支障が生じるおそれはないと判断されるに至ったこと、また、長距離会社の経営の自主独立性を確保し、地域・長距離分野の垣根のない競争を確立する上で同社の早期の上場等が望まれていること、などの点を踏まえ、**NTT持株会社による長距離会社承継株式の処分に当たっての認可制を廃止する**」こととされ、NTT持株のNTTコム株式売却を大臣認可にかからしめるNTT法附則第13条、第16条を廃止した。

NTTドコモ株式の持株保有比率の推移



□ 特定関係事業者制度

- ・ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役員は、特定関係事業者の役員を兼任してはならない。(第1項)
- ・ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次の①及び②に掲げる場合には、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをしてはならない。(第2項)
 - ① 他の電気通信事業者が第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供
 - ② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託

